

ほうじんにほんしやうがいしやきようぎかい しやうがいしやせいさくにかんするこうかいしつもんじやう かいとう
NPO法 人日 本障 害 者協 議 会・障 害 者政 策に関する公 開質 問 状への回 答 (2022
ねんしちがつ さんいんせん
年7 月<参 院 選>)
ねんろくがつ にちげんざい せいとう ならび こうじまえ せいりよくじゆん
2022年6 月20日現 在 ◇政 党の並 びは公 示 前 の勢 力 順です。

Q1-1 新 型コロナウイルス感 染 症への対 応について

しゅうそく みえない おおく かんせんしや で しやうがい ひと
収 束が見えないコロナウイルスのパンデミックで、なお多くの感 染 者が出ています。障 害のある人
には基礎疾 患をもつ人も多く、施 設や病 院でのクラスターも報 告され、障 害のない人に比 べ
て死 亡 率が高 いとの調 査結 果もあります。この状 況について貴 党のお考 えに最 も近 い以下
の選 択 肢に○をつけてお答 えください。(1つ)

- ① 政 府の対 策は十 分である。
② 感 染がおさまらず、政 府の対 策には多 少問 題がある。
③ 政 策が後手、後手となっており、政 府の責 任は大きい。

●その他、又 は上 記のお答 えの理 由について簡 単 に (300字以 内)で) お教 えください。

じゅうみんしゅとう そのた じゅうらい ひかく かんせんりよく ゆうする かぶ えいきよう
自 由民 主 党 ●その他 従 来とは比 較にならない感 染 力を有するオミクロン株 の影 響な
ど、引き続き感 染状 況を注 視していく必 要があると考 えています。新 型コロナ対 策につ
いては、様 々な方 々のご意 見を伺 いながら、その都度、政 府に対 策を求 めてきており、病 床
の確 保をはじめ、必 要な対 策に全 力で取り組んでいます。ワクチン接 種においても、3 回目接 種
を引き続き促 進するとともに、60 歳 以 上の方や18 歳 以 上の基礎疾 患を有する方その他
重 症化リスクが高 いと医師が認める方 に対して、重 症化予 防を目的として、4 回目
の接 種を進 めていところす。

りつけんみんしゅとう せいさく ごて ごて せいふ せきにん おおきい せいふ すすめ
立 憲民 主 党 ③ 政 策が後手、後手となっており、政 府の責 任は大きい。 政 府が進 めてきた
対 策では、これまでの 間、感 染抑 制と感 染拡 大の波 が何度となく繰 り返され、社 会
経 済活 動の制 約が長 期にわたり、国 民生 活や経 済に深 刻な影 響を与 えています。
感 染防 止対 策と医 療支 援、そして生 活者・事 業者支 援を集 中 的に展 開し、
感 染拡 大の波 を十 分に収 束させ、その状 態を継 続させることで感 染を封 じ込め、
通 常に近い生 活・経 済活 動を取り戻し、国 民生 活と経 済を力 強く再 生させるべき
と考 えます。

こうめいとう そのた しんがた へんい くりかえし かぶ
公 明 党 ●その他 新 型コロナウイルスは変 異を繰 り返し、アルファ・デルタ・オミクロン株 など、
その特 徴を踏 えた対 策が求 められました。これまで公 明 党も政 府に対して、保 健・医 療
提 供体 制の強 化やワクチン接 種の促 進とともに、国 産ワクチン・治 療 薬の開 発・
実 用 化などを急 ぐよう求 めてきており、引き続き緊 張感 を持つて新 型コロナに対 応していきま
す。

にほんいしん かい せいさく ごて ごて せいふ せきにん おおきい かんせんしやうほう かいせい
日 本維 新の会 ③ 政 策が後手、後手となっており、政 府の責 任は大きい。 感 染 症 法を改 正

し、国 民が検 査や医 療を受けられる権 利を明 確にすることで、安 心して日 常生 活を送れる
環 境を整 備する。治 療やワクチンにかかる費 用は無 償を継 続しながら、感 染 症 上 の
い ちづけ るいかんせんしやう そうきはつけん そうきちりやう かのお こくみん いのち けんこう
位置づけを5類感 染 症とすることで、早 期発 見・早 期治 療を可 能にし、国 民の 命 と健 康
まもる しやかいかつどう せいじようか めざす いりようていきようたいせい さいへん きようりよく
を守るとともに、社 会活 動の正 常 化を目指す。また、医 療提 供体 制の再 編を強 力
すいしん きゆうせいき うけいれのうりよく ちゅうしやうびよういん かた げんじよう かいぜん
に推 進し、急 性 期の受け入れ能 力がない中 小病 院が過 多になっている現 状を改 善
とくにほけんじよ かいぎようい やくわり みなおし かいぎようい い しんさつ おこない
する。特に保 健 所と開 業 医の役 割を見直し、開 業 医（かかりつけ医）が診 察を行 い、
にゆういんはんだん せつきよくてき かんよ きめこまやかなしじ かんじや おこなう にゆういん
入 院判 断についても積 極 的に関 与し、きめ細やかな指示を患 者に行 うなど、入 院
いりようきかん てきせつ ようせい たいおう しくみ こうちく
医 療機 関へ適 切な要 請・対 応ができる仕組みを構 築する。
にほんきやうさんとう せいさく ごて ごて せいふ せきにん おおきい きそしつかん
日 本共 産 党 ③政 策が後手、後手となっており、政 府の責 任は大きい。基礎疾 患のある
しょうがいしや かんせん いのちとり いりようたいせい きようか
障 害 者にとって、コロナ感 染は命 取 りになりかねません。医 療体 制の強 化をおこない、
だいきぼけんさ せつしゆ ほしやう せいかつしえん てあつく ひつよう
大規模検 査とワクチン接 種をセットでおこなうこと、補 償と生 活支 援を手厚くすることが必 要で
す。

こくみん とう せいさく ごて ごて せいふ せきにん おおきい
国 民民主 党 ③政 策が後手、後手となっており、政 府の責 任は大きい。
しんせんぐみ せいさく ごて ごて せいふ せきにん おおきい かいじよしや しえんしや
れいわ新 選 組 ③政 策が後手、後手となっており、政 府の責 任は大きい。介 助 者・支 援 者
かんせんげん しょうがいうじしや しょうがいうじしや しょうがいうじしや じぎようしよ しせつ
が感 染 源にならないように、障 害当 事 者だけでなく、障 害 者が利 用する事 業 所・施 設の
しよくいん いりようじゆうじしやどうよう ゆうせんてき せつしゆ ていきてき けんさ ひつよう
職 員にも医 療従 事 者同 様、優 先 的にワクチン接 種、定 期 的なPCR検 査が必 要だが、
たいせいせいび おくれ しょうがいうじしや にゆうしよ つうしよしせつ はつせい にゆういん
その体 制整 備が遅 れ、障 害 者の入 所・通 所施 設でクラスターが発 生、入 院できない
ままなくなる利 用 者さんが発 生してしまっただけ。介 助 の必 要な障 害 者にとって、コロナに限 らず、
にゆういんじ かいじよしや つきそい いりよう どうように せいめいいいじ かかす
入 院時の介 助 者の付 添は医 療と同 様 に、生 命維持に欠 けすることができない。しかし、コロナ
わざわい とくにかんせん おさえる にゆういんじ つきそい こうろうしやう
の 禍 においても、特 に感 染リスクを抑 えるために入 院時の付 添が厚 労 省によつて
みとめられ びよういんがわ にゆういんじ つきそい みとめない しょうがい
認められていながらもかかわらず、病 院 側が入 院時の付 添を認めないことによつて、障 害
とうじしや にゆういん にゆういん じゆうぶん かいじよ うけられ びようき あつか しょうがい
当 事 者が入 院できず、また、入 院しても十 分な介 助 が受けられず、病 気の悪 化や障 害
しんこう まねい ある さつきゆう にゆういんじ つきそい みとめる たいさく こう
の進 行を招 いてしまうケースが有ることから、早 急に入 院時の付 添を認めるよう対 策を講
ずるべきであると思 える。

しやかいみんしゆとう せいさく ごて ごて せいふ せきにん おおきい にほん せかい もつとも
社 会民 主 党 ③政 策が後手、後手となっており、政 府の責 任は大きい。日 本は世 界で最 も
いりようたいせい じゆうじつ くに いわ わざわい いりようほうかい ぼつばつ
医 療体 制が充 実している国 と言われてきましたが、コロナ 禍 で医 療崩 壊が勃 発しまし
きそしつかん たいりよく よわいひとびと きけん さらさ こんご けんさ しせつ
た。基礎疾 患があつたり、体 力の弱 い人びとほど危 険に晒 されています。今 後もPCR検 査を施 設
びよういん てつてい じゆうよう ようせい ばあい そつこくにゆういん てきせつ ちりよう うけられる
や病 院に徹 底することが重 要。陽 性の場合、即 刻入 院し適 切な治 療が受けられる
たいせい ととのえ しょうがい おうじたはいりよ ひつよう
よう態 勢を整 え、障 害に應 じた配 慮も必 要です。

とう かんせん せいふ たいさく たしやうもんだい いりようしげん ひつぱく
NHK 党 ② 感 染がおさまらず、政 府の対 策には多 少問 題がある。医 療資 源が逼 迫する
しやかいてきじやくしや しわよせ かのうせい たかまる かんがえ へいとうはまだあきら
と社 会 的弱 者へしわ寄せがくる可 能 性が高まると考 えています。そのため弊 党 浜 田 聡
さんぎいんぎいん せいど どうにゆうにかんするしつもんしゆいしよ
参 議 院議 員はナース・プラクティショナー制 度の導 入に関する質 問主 意 書 <https://www.kurashiki>
ooya.com/2021/04/02/post-12146/ を提 出し、2021 年 の総 選 挙の際には公 約 <https://www.kurashi>
kiooya.com/2022/05/14/post-14735/ としても掲 げています。

Q1-2 新型コロナウイルス感染症後遺症への対応について

新型コロナウイルスに感染した人で後遺症に苦しんでいる人が少なくありません。アメリカの国立研究所では、難病の筋痛性脳脊髄炎との関連についての研究も進んでいます。後遺症対策について貴党のお考えに最も近い以下の選択肢に○をつけてお答えください。

(1つ)

① 予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。

② 当面は感染対策に力を入れ、収束後に後遺症対策を検討する。

③ コロナとの関連は明らかではなく、対策を検討する必要はない。

●その他、又は上記のお答えの理由について簡単に(300字以内で)お答えください。

自由民主党 ●その他 新型コロナウイルスの後遺症の実態や病態を明らかにするため、政府において、2020年度から実態把握や病態解明のための調査研究を行っていると考えています。また、かかりつけ医や専門医の方々には「診療の手引き」を活用し、患者の症状にあった対応をお願いしているところであり、今後とも、現場の医師の意見や新たな知見も踏まえながら、必要に応じて「手引き」の改訂を行っていくものと承知しています。

立憲民主党 ① 予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。

新型コロナウイルス感染症の後遺障害に関する研究調査を継続するとともに、ME/CFS(筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群)との因果関係の解明に向け、神経免疫系の研究調査を実施します。

公明党 ① 予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。

新型コロナウイルスの後遺症対策は大変重要な課題として認識しています。先般(5/19)も松野官房長官に対して、「後遺症の科学的なメカニズムの解明や治療法の確立のため、必要となる予算を確保し調査研究に取り組むこと」など、後遺症対策の強化を求めたところですが、今回の参議院選挙でも重点政策の一つに掲げており、後遺症の原因や実態、有効な治療方法などを早急に解明するため調査・研究を強化するとともに、後遺症を担当する外来や相談窓口の設置促進などを通じて、後遺症対策に党を挙げ取り組んでまいります。

日本維新の会 ●その他 大阪府で実現した後遺症専門相談窓口の設置を全国に広げるなど、医療機関と連携し最新の知見に基づいた対策を国としても行っていくべきと考えます。また新型コロナウイルスワクチン接種後の健康状態を接種者が自主的に登録するデータベース(ワクチンレジストリ)を構築し、ワクチン接種後の後遺症のような症状等のコート調査が可能となる体制を構築する。

日本共産党①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。
コロナの特徴は、中・重度症にいたらなくても、後遺症に苦しむ人が多いことです。
特に、コロナの感染を契機として筋痛性脳脊髄炎/慢性疲労症候群(ME/CFS)を発症する事例の多発が各国で報告されています。日本でも今後、ME/CFSの患者が大幅に増えることが懸念されます。さらなるコロナウィルスの実態解明や治療法の確立・ME/CFSの診療・研究体制の確立、後遺症患者への社会保障の充実が必要です。
国民民主党①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。
れいわ新選組①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。
新型コロナウイルス罹患後の深刻な後遺症で、日常生活や仕事・学業などの支障が出る方が少なからずいる。しかし、診療や治療法が標準化されていないため、「気のせい」あるいは「診療不能」とされた患者は医療機関を転々とし、悪化させてしまう恐れもある。そのため、大幅に研究予算を増やして対応する必要があると考える。また、障害や特定疾患のある人の後遺症の固有の影響についても研究・対策が必要と考える。
社会民主党①予算を大幅に増やし、国として積極的に後遺症対策について取り組む。
ウイルス感染が契機となって筋痛性脳脊髄炎、慢性疲労症候群が発症する可能性があり、診断、治療等、対策を早急に整備する必要があります。今後も、新興ウイルス感染症が発生してくる可能性が強く、手厚い後遺症対策、副作用対策は不可欠だと考えます。
NHK党②当面は感染対策に力を入れ、収束後に後遺症対策を検討する。
感染症対策の司令塔機能として、日本版CDCのような組織の設立を国会で提案することを2021年の総選挙公約<https://www.kurashikiooya.com/2022/05/14/post-14735/>として掲げ、実際に国会で提案<https://www.kurashikiooya.com/2020/03/20/post-9488/>しています。後遺症<https://www.kurashikiooya.com/2021/07/15/post-12795/>の病態についてはいまだ不明な点が多いと認識しているので研究を進め対策を検討するべきと考えます。後遺症対策は、新型コロナウイルス収束後である必要はないとも考えます。

Q2. 防災ならびに災害対策について

東日本大震災(2011年)の被害は甚大かつ深刻で、被災された方にとっての復興はなお遠いと言わざるをえません。その後も、各地で自然災害が頻発しており、障害のある人にとっての安心・安全のための施策は不十分です。生命に直結する防災ならびに災害対策について貴党の考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(いくつでも)
①障害のある人にとっては避難所まで行くことにも困難があり、まずは一次避難所までのアクセシビリティを高める方策を進めるべきである。

ひなんしよ かんきよう しょうがい ひと りよう げんじよう ちいきとくせい おうじ ざいたくひなん ふくめ
②避難所の環境は障害のある人にとって利用しやすい現地域特性に応じ、在宅避難も含めて
はいりよ ふくしひなんしよ ひなん せいび
配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。
さいがいじ そなえ しょうがい ひと いつしよ ひなんくんれん ぼうさい せんもんか まじえ ちいき
③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単に(300字以内で)お教えてください。

じゅうみんしゅとう ひなんしよ かんきよう しょうがい ひと りよう げんじよう ちいき
自由民主党 ②避難所の環境は障害のある人にとって利用しやすい現状態であるが、地域
とくせい おうじ ざいたくひなん ふくめ はいりよ ふくしひなんしよ ひなん せいび
特性に応じ、在宅避難も含めて配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。

さいがいじ そなえ しょうがい ひと いつしよ ひなんくんれん ぼうさい せんもんか まじえ ちいき
③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに
じっし
実施されるべきである。

さいがいじ しょうがい ひと ふくしひなんしよ ひなん じゅうよう してい
③災害時、障害のある人が福祉避難所に避難できるようにすることは重要である。指定
ふくしひなんしよ うけいれたいしやうしや へいそ とうがいしせつ りよう しや とうがいふくし
福祉避難所の受入対象者について、平素からの当該施設を利用している者、当該福祉
ひなんしよ たいせい じつじようとう ふまえ うけいれたいしやうしや とくてい してい さい
避難所の体制などの実情等を踏まえ、受入対象者をあらかじめ特定し、指定の際に
こうじ せいど せいび たとえば しょうがいしやふくししせつ しょうがいしや うけいれ
公示できるよう制度が整備されています。(例えば、障害者福祉施設が障害者を受
たいしやうしや とくてい かんがえられ うけいれたいしやうしや とくてい
対象者として特定することなどが考えられます。)受入対象者を特定することは、
うけいれたいしやうしや しえんないよう ひつよう ぶつし びちく じゅんびとう いつそうすすめる していふくし
受入対象者の支援内容や必要な物資の備蓄の準備等を一層進めること、指定福祉
ひなんしよ ちよくせつ ひなん そくしん かんがえられ くに
避難所への直接の避難を促進していくことにつながると考えられます。こうしたことについて、国
ふくしひなんしよ かくほ うんえい さくてい じちたいにたいしてしゅうち
が「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を策定し、自治体に対して周知しています。

ちいきとくせい ふまえ ちいきせんたい ぼうさいくんれん けいぞくてき じっし じゅうよう れいわ
③地域特性も踏まえ、地域全体で防災訓練を継続的に実施することは重要である。「令和
ねんど そうごうぼうさいくんれんたいこう さいがいたいさくきほんほう かいせい ふまえ ひなん
3年度総合防災訓練大綱」においては、災害対策基本法の改正も踏まえ、避難
こうどうようしえんしや ひなんさきとう じようほう きさい こべつひなんけいかく かつよう
行動要支援者ごとに、避難先等の情報を記載した個別避難計画も活用して、
ようはいりよしやほんにん ようはいりよしやりようしせつ かんりしやとう さんか え くんれん じっし
要配慮者本人や要配慮者利用施設の管理者等の参加を得ながら訓練を実施するよう
うながし ないかくふ つなみぼうさいにち じゅういちがつにち ぜんご きかん ちゅうしん
促しています。また、内閣府では、「津波防災の日(11月5日)」の前後の期間を中
ちほうじちたい れんけい ようはいりよしや ふくめたじゅうみんさんかた じしん つなみぼうさいくんれん きかく
に、地方自治体と連携し、要配慮者も含めた住民参加型の地震・津波防災訓練の企画
じっしとう とりくみしえん おこなつ
・実施等の取組支援を行っています。

りつけんみんしゅとう しょうがい ひと ひなんしよ いく こんなん いちじ
立憲民主党 ①障害のある人にとっては避難所まで行くことにも困難があり、まずは一次
ひなんしよ たかめるほうさく すずめる ひなんしよ かんきよう しょうがい
避難所までのアクセシビリティを高める方策を進めるべきである。 ②避難所の環境は障
ひと りよう げんじよう ちいきとくせい おうじ ざいたくひなん ふくめ はいりよ
のある人にとって利用しやすい現状態であるが、地域特性に応じ、在宅避難も含めて配慮された
ふくしひなんしよ ひなん せいび さいがいじ そなえ しょうがい ひと いつしよ
福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。 ③災害時に備えて、障害のある人と一
ひなんくんれん ぼうさい せんもんか まじえ ちいき じっし さいがいたいさくきほんほう
の避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。 災
かいせい ふまえ さいがい だれ とりのこす こうれいしや しや ひなんけいかくさくてい
改正を踏まえ、災害で誰も取り残すことがないよう、高齢者や障がい者などが避難計画策定
ぼうさいきよういくだんかい かんよ ぼうさい すいしん
や防災教育段階から関与するインクルーシブ防災を推進します。

こうめいとう しょうがい ひと ひなんしよ いく こんなん いちじひなんしよ
公明党 ①障害のある人にとっては避難所まで行くことにも困難があり、まずは一次避難所
までのアクセシビリティを高める方策を進めるべきである。 ②避難所の環境は障
たかめるほうさく すずめる ひなんしよ かんきよう しょうがい ひと
ある人にとって利用しやすい現状態であるが、地域特性に応じ、在宅避難も含めて配慮された福祉

避難所に避難できるよう整備されるべきである。③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。災害時に自力での移動が難しい障がい者などの方の避難支援をする個別避難計画の策定を全国各地で進めています。同計画は、避難支援を要するひとりひとりの避難先や避難経路などを記載することや、市町村が主体となり福祉専門職をはじめとした様々な関係者が連携し作成するものとなっています。また、同計画の実効性を確認するため、避難行動要支援者本人が参加する避難訓練を実施しています。地域の特性に応じた障がい者などの要配慮者を受け入れる福祉避難所の指定や、避難所における人的・物的体制の整備を促進し、避難時の要配慮者への支援を強化します。

日本維新の会 ③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。障害者目線に立った防災対策が重要であると考え。危機管理の想定と対応には事前準備と訓練が必要であり、障害のある人がとり残されてはならない。

日本共産党 ①障害のある人にとっては避難所まで行くことにも困難があり、まずは一次避難所までのアクセシビリティを高める方策を進めるべきである。②避難所の環境は障害のある人にとって利用しづらい現状であるが、地域特性に応じ、在宅避難も含めて配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。広報や訪問を通じて一時避難所を普段から知らせるとともに、障害者が利用しやすい避難所づくりを自治体が主導して策定します。福祉避難所の指定を拡充していくとともに、実際に災害起きたときに機能するよう、整備をすすめます。住民とおしのつながりが希薄になっており、避難訓練をおこなうことで互いの存在を知らせ合うことにもつながります。避難計画の策定段階から障害のある人の意見を幅広く取り入れて、具体的な対策がなされるようにすべきです。

国民民主党 ①障害のある人にとっては避難所まで行くことにも困難があり、まずは一次避難所までのアクセシビリティを高める方策を進めるべきである。②避難所の環境は障害のある人にとって利用しづらい現状であるが、地域特性に応じ、在宅避難も含めて配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。

れいわ新選組 ①障害のある人にとっては避難所まで行くことにも困難があり、まずは一次避難所までのアクセシビリティを高める方策を進めるべきである。②避難所の環境は障害のある人にとって利用しづらい現状であるが、地域特性に応じ、在宅避難も含めて配慮された福祉避難所に避難できるよう整備されるべきである。③災害時に備えて、障害のある人と一緒に避難訓練を防災の専門家を交えて地域ごとに実施されるべきである。①、②、③すべて必要。その上で、一次避難所として指定されている学校や公立施設のバリアフリー化・耐震化

そくしん ねん じゅうにがつ にちづけ がつこう かそくしんつうち だれ はいじよ
を促 進し(2020 年 1 2 月 25 日 付「学 校バリアフリー化促 進通知」)、誰 もが排 除されずに
うけいれられる ひなんしよ じゅうよう ふだん しょうがい
受け入れられるインクルーシブな避 難 所にしていくことが重 要。そのためにも、普 段から障 害のあ
こ とともにまなぶがつこう ひつよう ひなんしよ ふとくていたすう ひと せつしよく にがて ひと
る子も共に学 ぶ学 校にする必 要がある。避 難 所では、不 特 定多 数の人との接 触が苦 手な人、
いりようてき ひつよう ひと べつしつまたは くべつ くらかん かくほ
医 療 的ケアの必 要な人 などのための別 室又 はパーティションで区 別された空 間の確 保、
いりようでんげん かくほ くるまいす つかい えいせいてき せつちとう めん
医 療電 源の確 保、車 い すでも使 いやすく、衛 生 的なマンホールトイレの設 置等 のハード面 と
ともに、音 声のみ、または視 覚情 報のみに頼 らない情 報伝 達、コミュニケーション支 援のソフ
めん せいび ひつよう
ト面の整 備が必 要。

しやかいみんしゅとう しょうがい ひと ひなんしよ いく こんなん いちじ
社 会民 主 党 ①障 害のある人 にとっては避 難 所まで行くことにも困 難があり、まずは一次
ひなんしよ たかめるほうさく すすめる ひなんしよ かんきよう しょうがい
避 難 所までのアクセシビリティを高める方 策を進めるべきである。 ②避 難 所の環 境は障 害
のあ ひと りよう げんじよう ちいきとくせい おうじ ざいたくひなん ふくめ はいりよ
のある人 にとって利 用しづらい現 状であるが、地 域特 性に応 じ、在 宅避 難も含 めて配 慮され
ふくしひなんしよ ひなん せいび さいがいじ そなえ しょうがい ひと
た福 祉避 難 所に避 難できるよう整 備されるべきである。 ③災 害時に備 えて、障 害のある人 と
いつしよ ひなんくんれん ぼうさい せんもんか まじえ ちいき じつし さいがいじ しぼう
一 緒の避 難訓 練を防 災の専 門 家を交 えて地 域ごとに実 施されるべきである。 災 害時の死 亡、
ひがい うけるどあい しょうがいしや たかい さいがい ちようさ けんしょう ちくせき
被 害を受ける度合いは障 害 者がより高 いというデータがあります。災 害の調 査を検 証・蓄 積
ぼうさい さいがいたいさく さくてい そのさい しょうがいうじしや かぞく さんか
し、防 災・災 害対 策を策 定すること。その際、障 害当 事者・家 族などが参 加することが
じゅうよう かんがえます じゅうなんせい じんそくせい とうじしや しみんだんたい じゅうし へいじ
重 要だと考 えます。柔 軟 性と迅 速 性をもつ当 事者・市 民団 体を重 視し、平 時から
れんけい きずい ひつよう
連 携を築 いておくことも必 要です。

とう しょうがい ひと ひなんしよ いく こんなん いちじひなんしよ
NHK 党 ①障 害のある人 にとっては避 難 所まで行くことにも困 難があり、まずは一次避 難 所
までのアクセシビリティを高める方 策を進めるべきである。 ②避 難 所の環 境は障 害のある人
のあ ひと りよう げんじよう ちいきとくせい おうじ ざいたくひなん ふくめ はいりよ ふくし
にとって利 用しづらい現 状であるが、地 域特 性に応 じ、在 宅避 難も含 めて配 慮された福 祉
ひなんしよ ひなん せいび さいがいじ そなえ しょうがい ひと いつしよ
避 難 所に避 難できるよう整 備されるべきである。 ③災 害時に備 えて、障 害のある人 と一 緒の
ひなんくんれん ぼうさい せんもんか まじえ ちいき じつし ようはいりよしや
避 難訓 練を防 災の専 門 家を交 えて地 域ごとに実 施されるべきである。 要 配 慮者 のための
ふくしひなんしよ せつち もんだい けつして こつかい ぎろん
福 祉避 難 所の設 置の問 題についてどのように解決 していくべきか国 会で議 論<https://www.kurashiki>
ooya.com/2021/04/20/post-12256/しましたのでご確 認ください。自 閉 症の方など避 難 所生 活が
こんなん ひと さいがいじ ひなんしよ すごす すいしん せいさくにかんして
困 難な人 もいますので災 害時に避 難 所ではなくホテルで過 ぎすことを推 進する政 策に関して
さんぎいん ちようさしつ ちようさいらい おこなつ
参 議 院の調 査 室に調 査依 頼<https://www.kurashikiooya.com/2020/07/09/post-10184/>を行 っ
さんしよくください
す。リンクもご参 照下 さい。

ゆうせいほごほうひがいしやにたいするほしょう Q3. 優 生保護法被 害者に対する補 償について

きゅうゆうせいほごほうか きょうせいふにんしゅじゅつ しょうがい ひとにたいするじゅうだい じんけんしんがい
旧 優 生保護法下での強 制不 妊手 術など障 害のある人 に対する重 大な人 権侵 害
あきらかに ちさい ていそ いちじきんしきゅうほう しこう ひがいしや ひと
が明らかになり、8地 裁で提 訴されています。一 時 金支 給 法が施 行されましたが、被 害者25,000 人
こうろうしよはつびよう しきゅうにんてい わずか ひと ねんしがつ にがつ おおさか
(厚 労 省発 表)のうち、支 給認 定されたのは僅 か994 人(2022 年 4 月)です。2 月に大 阪
こうさい さんがつ とうきようこうさい はんけつ ださ きょうせいふにんしゅじゅつ きわめてひじんどうてき
高 裁、3 月に東 京高 裁の判 決が出され、強 制不 妊手 術を「極めて非 人 道 的 的
けんぼういはん だんじ ばいしよくしんぞうがく ひつようせい してき みんぼう じよう じよせききかんてききよう
憲 法違 反」と断 じ、賠 償 金増 額の必 要 性が指 摘され、民 法723 条 の除 斥期 間適 用

ふてきせつ はんだん もんだい きとう かんがえ もつともちかい か せんたくし
は不適切と判断されました。この問題について貴党のお考えに最も近い以下の選択肢に○を
つけてお答えください。(1つ)

- ① 当面は現行の一時金支給法による支給を継続する。
② 一時金支給法を改正し、賠償金を増額して被害者に支給する。
③ 国として被害者に謝罪をし、その意を込める形で相応の補償額とすべきである。
④ 被害者への謝罪はもちろん、家族も含めた補償を検討し、優生思想根絶のため人権侵害を
表す。

●その他、又は上記のお答えの理由について簡単に(300字以内で)お答えください。

自由民主党 ●その他旧優生保護法に基づき、あるいはこの法律の存在を背景として、
とくてい しつぺい しょうがい りゆう せいしよく ふのう しゅじゅつとう うける しいられ しんしん
特定の疾病や障害を理由に生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に
ただい くつう うけ かたがた ねん しがつ ちようとうは ぎいれんめい いちじきん
多大な苦痛を受けてこられた方々については、2019年4月に超党派の議員連盟で、一時金
しきゅうほう ぎいんりつぼう ぜんかいいつち せいりつ いちじきん かくじつ しきゅう
支給法をとりまとめ、議員立法により全会一致で成立しました。一時金を確実に支給す
るため、障害者関係団体などにも協力いただき、積極的な周知広報に努めて
います。今般の高裁判決を受け、官房長官からも、一時金の水準等を含む今後の対応
の在り方について、国会と相談し、議論の結果を踏まえて対応を検討すると発言がありまし
た。今後適切に対応してまいりたいと考えています。

立憲民主党 ① 当面は現行の一時金支給法による支給を継続する。旧優生
ほごほう か きようせいふにんしゅじゅつひがいにたいするいちじきんしきゅうほう しこう うけ ちほうじちたい
保護法下での強制不妊手術被害者に対する一時金支給法の施行を受け、地方自治体と
れんけい たいしょうしや しゅうち とりくみ きようせいふにんしゅじゅつ すすめられ はいけい
連携し、対象者への周知に取り組みます。また、強制不妊手術が進められた背景・
げんいん けんしょう ゆうせいしそう もんだいてん しやかい たようせい じゅうようせい
原因を検証するとともに、優生思想の問題点や社会の多様性の重要性について、
けいはつ すすめす 啓発を進めます。

公明党 ●その他旧優生保護法に基づく不妊手術の強制は重大な人権侵害で
あり、被害者の高齢化が進んでいることや、裁判を起こすことができない方も多くいらっしゃるであ
ろうことから、いち早く、より広く支援するために、旧優生保護法に基づく不妊手術を強制
された方々に一時金を支給する議員立法の制定を実現しました。東京高裁判決、
おおさかこうさいはんけつ いちじきん きんがく こえるにんようがく しめさ おもくうけとめ
大阪高裁判決において、一時金の金額を超える認容額が示されたことを重く受け止め、
いちじきんしきゅうほう ぜんかいいつち せいいてい けいい ふまえ どうほう もとづくいちじきん すいじゅんとう
一時金支給法が全会一致で制定された経緯も踏まえ、同法に基づく一時金の水準等
ふくむこんご たいおう ありかた せいふ こつかい そうだん ぎろん けつか ふまえ たいおう
を含む今後の対応の在り方について、政府と国会とで相談・議論をし、その結果を踏まえて対応
けんとう かんがえます
を検討すべきと考えます。

日本維新の会 ③ 国として被害者に謝罪をし、その意を込める形で相応の補償額とすべき
である。旧優生保護法は非人道的で憲法に違反するものであり、訴訟を起こすための情報
そうだんきかい いちじきん しきゅう ぎいんりつぼう せいいてい じつげん とうきようこうさいはんけつ
や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったとして「除斥期間」を適用しな
こうさいはんけつ しじ
った高裁判決を支持する。

にほんきょうさんとう ひがいしや しやざい かぞく ふくめたほしやう けんとう ゆうせいしそうこんぜつ
日本共産党 ④ 被害者への謝罪はもちろん、家族も含めた補償を検討し、優生思想根絶
のための人権教育を実施すべきである。旧優生保護法による強制不妊手術などの被害
は、国による戦後最大の人権侵害といえるものです。それに値する謝罪と補償を、配偶者
・家族も含めておこなうべきです。判決を受け止めて、一時金支給法を改正し、真摯な姿勢で謝罪
を明記し、補償額を抜本的に引き上げます。被害者の高齢化がすすんでいることや、被害にあつて
いることを認識できない人もいることから、「申請主義」をやめ、被害者の立場に立って救済する制度
にすべきです。優生思想を乗り越えるために、学校などで話し合うことができる実践が重要です。
国民民主党 ① 当面は現行の一時金支給法による支給を継続する。旧優生
保護法の下、多くの方が、生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大
な苦痛を受けてきたことに対して、真摯に反省し、心から深くおわびするとともに、国が
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対し、一時金を支給します。
れいわ新選組 ④ 被害者への謝罪はもちろん、家族も含めた補償を検討し、優生思想
根絶のための人権教育を実施すべきである。一時金支給法は、優生保護法下で行わ
れた強制不妊手術に対する国の責任と被害者への謝罪の表明が不明確であり、
人生被害に対する補償としては支給額が少ない。また、強制不妊手術を受けた方の多く
は、そのことを配偶者に言えず苦しみ、配偶者は子どもができないことを自分の責任と思い悩ん
できた。一時金支給法を改正し、国の責任と謝罪の明記、賠償金の増額、強制
不妊手術を受けた当事者だけでなく、その配偶者を補償の対象とする法改正が必
要。
さらに優生思想および障害者に対する偏見差別の解消にむけ、第三者機関による
優生政策の検証、人権教育などの施策を国の責任で行うべきと考える。また、
母体保護法下で同様の被害を受けた者への救済について検討を開始すること。
社会民主党 ③ 国として被害者に謝罪をし、その意を込める形で相応の補償額とすべ
きである。旧法によって、存在を否定され差別されてきた被害者が、自ら情報を得
て申請する障壁は多く非常に高く、支給認定の低さは、この問題の本質を示していま
す。除斥期間の適用を退けた判決は画期的で原告側の勝利です。旧法に関して、国
による調査、検証、総括、反省、謝罪、そして生涯に渡る被害を救済するための補償
が必要です。
NHK党 ① 当面は現行の一時金支給法による支給を継続する。「政府としても、
旧優生保護法を執行していた立場から、真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げます」と
の内閣総理大臣の談話は公表されており、「着実に一時金の支給が行われるよう
全力を尽くしてまいります」と書かれていることから、その実施状況を監視していくことが大切
と考えます。こちらのブログ「官公庁へご意見・ご要望を送りたい方へ」
<https://www.kurashikiooya.com/2022/01/16/post-13961/>もご参照ください。

しょうがいしやさべつかいしょうほう みなおし
Q4. 障害者差別解消法の見直しについて

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん ほうりつ しょうがいしやさべつかいしょうほう かいせい
障害を理由とする差別の解消を推進する法律(障害者差別解消法)が改正さ
れました。差別の定義化など、積み残し課題については基本方針に委ねられ、障害者政策
いいんかい どうこう ちゅうもく しょうがいしやさべつかいしょうほう こんご みなおし きとう
委員会の動向が注目されます。障害者差別解消法の今後の見直しについて貴党のお
かんがえ もつともちかいいか せんたくし こたえ
考えに最も近い以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)

いつていきかん ご はやいだんかい さいどみなおし おこなう そのさい じつこうせい はかる さべつ ていぎ
① 一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図るため、差別の定義
もりこみ さいばんがいふんそうかいけつ かつこたるしくみ こうちく のこさ かだい ほうかいせい かたち
を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を法改正の形
じつげん ひつよう
で実現していく必要がある。

しょうがいしやさべつかいしょうほう もんだいてん じゅうぶんにんしき さいど みなおし
② 障害者差別解消法の問題点は十分認識しているので、再度の見直しについては
かのう はんい すすめ
可能な範囲で進めていく。

しょうがいしやさべつかいしょうほう さいど みなおし じかん しんちよう ぎろん
③ 障害者差別解消法の再度の見直しについては、時間をかけて慎重に議論していく。

しょうがいしやさべつかいしょうほう さいど みなおし ひつようない
④ 障害者差別解消法の再度の見直しは必要ない。

そのた またはじようき こたえ りゆう かんたんに じいない おしえ
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単に(300字以内で)お答えください。

じゅうみんしゅとう そのた ねんごがつ せいりつ しょうがいしやさべつかいしょうほうかいせいほう
自由民主党 ●その他 2021年5月に成立した障害者差別解消法改正法において
せいていじ ぐたいてき しょうらいてき けんとうかだい そうてい けんとう
は、制限時のような具体的な将来的な検討課題までは想定されていないことから検討
きてい もうけられ ないかくふ せつち しょうがいしやせいさくいいんかい しょうがいしや
規定は設けられていませんが、内閣府に設置されている障害者政策委員会は、障害者
きほんけいかく じつじじようきよう かんし けんとうきてい うむ どうけいかく
基本計画の実施状況監視することとされており、検討規定の有無にかかわらず、同計画
もりこま さべつ かいしょうとう とりくみ ほんぼう しこうじようきよう ひつよう おうじ
に盛り込まれている差別の解消等の取組みとして、本法の施行状況についても、必要に応じ
ぎろん かんがえ
て議論いただくことになると考えております。

りつけんみんしゅとう いつていきかん ご はやいだんかい さいどみなおし おこなう そのさい じつこうせい はかる
立憲民主党 ① 一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図る
さべつ ていぎ もりこみ さいばんがいふんそうかいけつ かつこたるしくみ こうちく のこさ かだい
ため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を
ほうかいせい かたち じつげん ひつよう けんとうきてい うむ わけへだてられる じりつ
法改正の形で実現していく必要がある。障がいの有無によって分け隔てられることなく自立し
せいかつ おくれる ひと ひと いきるきようせいしやかい じつげん
た生活が送れるよう、障がいのある人もない人もともに生きる共生社会を実現するため、
かいせいしょうがいしやさべつかいしょうほう ふたいけつぎ ふまえる さいばんがいふんそうかいけつ しくみ
改正障害者差別解消法の附帯決議を踏まえるとともに、裁判外紛争解決の仕組みの
けんとう どうほう じつこうせい うんよう めざし
検討など、同法の実効性ある運用を目指します。

こうめいとう そのた しょうがいしやさべつかいしょうほう さくねん ごうりてきはいりよ ていきよう
公明党 ●その他 障害者差別解消法については、昨年、合理的配慮の提供を
じぎようしや ぎむづける かいせい おこない えんかつ しこう とりくみ きほんほうしん
事業者に義務付けるなどの改正を行いましたので、その円滑な施行に取り組みます。基本方針
とう さべつ ていぎ かかるきほんてき かんがえかた じよせい せいてきしやうすうしやとう
等において、差別の定義に係る基本的な考え方や、障がいのある女性や性的少数者等
ふくごうてき さべつ かいしょう ぶんや おうじたぐたいてき さべつじれい ごうりてきはいりよ
への複合的な差別の解消、障がいの分野に応じた具体的な差別事例や合理的配慮の
ていきようじれいとう もりこむ けんとう すすめます
提供事例等を盛り込むよう検討を進めます。

にほんいしん かい いつていきかん ご はやいだんかい さいどみなおし おこなう そのさい じつこうせい はかる
日本維新の会 ① 一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図る

ため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を
法改正の形で実現していく必要がある。

日本共産党①一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図る

ため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を
法改正の形で実現していく必要がある。法改正は民間事業者の合理的配慮の

義務化が盛り込まれましたが、まったく不十分なものです。障害者権利条約にもとづいて、差別
の定義、裁判外紛争解決の仕組みの構築などをおこない、あらゆる差別をなくすために、早い時期
に見直しをおこなうべきです。

国民民主党①一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図るた

め、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を
法改正の形で実現していく必要がある。

れいわ新選組①一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図る

ため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を
法改正の形で実現していく必要がある。昨年の障害者差別解消法改正に

当たっては、十数項目の附帯決議が付されており、積み残し課題が多いと言わざるを得ない。とりわけ
独立したワンストップの相談機関が必要である。その他、複合差別を含め、差別の定義を明確
にすることは重要課題であり、なるべく早く法の見直しを行うべきと考える。

また、実効性担保のために、差別的取扱を行った事業者に対して罰則規定を設ける
べきである。

差別的取扱が日常的に行われているなかで、国民に対して、国会は障害者の
現状を伝える役割があることから、「基本方針」に定められているとおり、毎年の国会におい

て、主務大臣からの報告をしっかりと受け取るようにして、差別の解消に努めるべきである。

社会民主党①一定期間の後、早い段階で再度見直しを行う。その際、実効性を図る

ため、差別の定義を盛り込み、裁判外紛争解決の確固たる仕組みの構築など、残された課題を
法改正の形で実現していく必要がある。同法は基本方針針で不当な差別的扱い、

合理的配慮の不提供を差別として示していますが、差別の定義が示されていません。間接差別、
ハラスメント、複合差別等を加え、差別の定義を明確にすべきです。法の実効性を担保する

ために、相談、紛争解決の仕組みは不可欠です。

NHK党●その他 NHK党はより多くの国民に政治に関心を持って欲しいと考えています。ま

た、当事者が政策決定過程に関与することも大切だとも考えています。NHK党浜田聡

参議院議員は国会議員としての権限を一般の方にも解放しています。こちらのブログ

「官公庁へご意見・ご要望を送りたい方へ」<https://www.kurashikiooya.com/2022/01/16/post-13961/>

をご確認の上、諸派党構想政治版にご参加ください。

しょうがいしやぎやくたいぼうしほうかいせい
Q5. 障害者虐待防止法改正について

しょうがいしやぎやくたいぼうしほう ねんしこう ぎやくたい はつけん ばあい じちたい
障害者虐待防止法(2012年施行)では、虐待を発見した場合の自治体などへの
つうほうぎむ たいしやう びやういん がつこう はずさ たいしやう くみこん みなおし
通報義務の対象から病院、学校などが外されており、それらも対象に組み込んだ見直し
かだい とくにさいきん じけんほうどう せいしんかびやういん いちじるしいぎやくたい
課題となっています。特に最近の事件報道などから、精神科病院での著しい虐待や
しんたいこうそく もんだいし きどう かんがえ もつともちかいいか せんたくし
身体拘束などが問題視されています。このことについて貴党のお考えに最も近い以下の選
こたえ
択肢に○をつけてお答えください。(1つ)

ほう ふそくだい じやう かんがみ がつこう ほうくしやとう いりようきかん かんこうしやとう つうほうぎむ
① 法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も通報義務の
たいしやう ふくめる
対象に含めるべきである。

がつこう ほうくしやとう いりようきかん かんこうしやとう つうほうぎむ かんれん ほか ほうりつ
② 学校、保育所等、医療機関、官公署等の通報義務については、関連する他の法律
いちづける
に位置付けるべきである。

つうほうぎむ たいしやう がつこう ほうくしやとう いりようきかん かんこうしやとう ふくめる じきしやうそう
③ 通報義務の対象に学校、保育所等、医療機関、官公署等を含めるのは時期尚早
である。

そのた またはじやうき こたえ りゆう かんたんに じいない おしえ
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単に(300字以内で)お答えください。

じゅうみんしゅとう そのた こうせいろうどうしやう ちやうさけんきゆう がつこう ほうくしやとう いりよう
自由民主党 ●その他 厚生労働省の調査研究では、学校・保育所等・医療
きかん しょうがいしや ぎやくたい つうほうたいしやう しょうがいしやいがい ほう たいおう
機関において障害者への虐待のみが通報対象となると、障害者以外の方への対応
ふせいごう しょう とう りゆう きかん かんりしやとう けんしゆう じつしやう
と不整合が生ずる等の理由から、これらの機関の管理者等における研修の実施等の
ぎやくたいぼうしそち じつこうせい かくほ とりくむ しょうち てん
虐待防止措置の実効性の確保に取り組むこととされていると承知しており、これらの点を
じゅうぶんふまえたたいおう ひつよう かんがえます せいしんかいりようきかんにかんするしくみ ちいき
十分踏まえた対応が必要と考えます。また、精神科医療機関に関する仕組みについては、「地域
あんしん くらせるせいしんほけんいりようふくしたいせい じつげん むけたけんとうかい ぎろん ふまえ
で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」の議論を踏まえ、
せいどか むけたぐたいてき けんとう おこなう ひつよう かんがえ
制度化に向けた具体的な検討を行うことが必要であると考えています。

りつけんみんしゅとう ほう ふそくだい じやう かんがみ がつこう ほうくしやとう いりようきかん かんこうしやとう
立憲民主党 ① 法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等
つうほうぎむ たいしやう ふくめる がつこう びやういん つうほう ぎむか だいさんしや
も通報義務の対象に含めるべきである。学校、病院の通報の義務化など第三者による

たいせい せいび とう しょうがいしやぎやくたいぼうしほう かいせい びやういん がつこうとう
チェック体制を整備すること等、障害者虐待防止法を改正し、病院や学校等での
ぎやくたいぼうし おすすめ かんがえます
虐待防止を進めるべきと考えます。

こうめいとう そのた しょうがいしやぎやくたいぼうしほう けんとうきてい もとづき がつこう ほうくしやとう
公明党 ●その他 障害者虐待防止法の検討規定に基づき、「学校、保育所等、
いりようきかん かんこうしやとう しょうがいしやにたいするぎやくたい ぼうしやう たいせい ありかたならびに
医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに
しょうがいしや あんぜん かくにんまたはあんぜん かくほ じつこうてき おこなう ほうさく しょうがいしや
障害者の安全の確保又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を
ほうもん そうだんとう おこなうたいせい じゅうじつきやうか そのた しょうがいしやぎやくたい ぼうし
訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、
しょうがいしやぎやくたい うけたしょうがいしや ほか ぼうしやう しょうごしやにたいするしえんとう
障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための
せいど じどうぎやくたい こうれいしやぎやくたい はいぐうしや ぼうりよくとう ぼうしやうにかんする
制度」について、「児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する
ほうせいどぜんばん みなおし じやうきやう ほうりつ しこうじやうきやうとう ふまえ てきせつ みなおし
法制度全般の見直しの状況」や「この法律の施行状況等」を踏まえ、適切な見直し
けんとう かんがえます
を検討すべきと考えます。

にほんいしん かい ほう ふそくだい じょう かんがみ がっこう ほいくしやう いりようきかん かんこうしやう
日本維新の会 ① 法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等
つうほうぎむ たいしやう ふくめる
も通 報義務の対 象に含めるべきである。

にほんきやうさんとう ほう ふそくだい じょう かんがみ がっこう ほいくしやう いりようきかん かんこうしやう
日本共産党 ① 法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等
つうほうぎむ たいしやう ふくめる
も通 報義務の対 象に含めるべきである。 一刻も早く、学校、保育所等、医療機関、
かんこうしやう つうほうぎむ かくだい ふくめたほう かいせい さきごろせいしんほけんふくし
官公署等の通 報義務の拡大を含めた法「改正」をおこなうべきです。先ごろ精神保健福祉
こうろうしやう けんとうかい しゅうりやう せいしんかびやういん けんぼういはん しんたいこうそく
の厚生省の検討会が終了しましたが、精神科病院の憲法違反である身体拘束
かんじやにたいするちりやう こんなん ばあい あらたなじやうけん くわえ いし さいりやう かくだい
は、「患者に対する治療が困難な場合」と新たな条件を加えて、医師の裁量を拡大させ
て条件を「緩和」させる方向で、存続させようとしています。学校、保育、官公署は公的
ば おおく ひと ぎやくたい こんぜつ そつせん つうほうぎむ
な場であり、多くの人にかかわってくることから、虐待を根絶していくために、率先して通 報義務
たいしやう ふくめる
の対 象に含めるべきです。

こくみん とう ほう ふそくだい じょう かんがみ がっこう ほいくしやう いりようきかん かんこうしやう
国民民主党 ① 法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等
つうほうぎむ たいしやう ふくめる
も通 報義務の対 象に含めるべきである。

しんせんぐみ ほう ふそくだい じょう かんがみ がっこう ほいくしやう いりようきかん かんこうしやう
れいわ新選組 ① 法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等
つうほうぎむ たいしやう ふくめる
も通 報義務の対 象に含めるべきである。 障害がある幼児・子どもは、障害のない幼児・
こどもいじやう ぎやくたい ひが い うつたえ うつたえ ちてきしやうがいとう しんよう
子ども以上は虐待されやすく、また被害を訴えづらい、訴えても(知的障害等で)信用
じじやう がっこう ほいくしやう つうほうぎむ ぜつたい ひつやう かんがえる
してもらえないという事情があり、学校・保育所に通 報義務は絶対に必要と考える。また、
いりようきかん せいしんびやういん しんたいこうそくとう ぎやくたい かんか じやうきやう
医療機関、とりわけ精神科病院での身体拘束等の虐待は看過できない状況であり、
さつきゆう みなおし つうほうぎむ たいしやう かんがえる
早 急に目直し、通 報義務の対 象とすべきと考える。

かいじよ ひつやう しやうがいしや かいじよ かわ かんけい にちじやうてき かいじよ ふたん
介助の必要な障害者と介助をする側との関係は、日常的な介助の負担により、ま
ぎやくたい うけ しやうがいとうじしや だす へいさてき かんきやう おか
た、虐待を受けても障害当事者がSOSを出すことができないほどの閉鎖的な環境に置かれて
いることから、虐待は常に起こってもおかしくない状況である。したがって、学校や医療機関
きかん しやうがいしや こ じんけん まもる だいいしんしやきかん
はもちろんのこと、すべての機関において障害者(児)の人権を守るために、第三者機関やオ
ンブズマンの設置も含め、早 急に対 策を講ずるべきである。

しやかいみんしゅとう ほう ふそくだい じょう かんがみ がっこう ほいくしやう いりようきかん かんこうしやう
社会民主党 ① 法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等
つうほうぎむ たいしやう ふくめる
も通 報義務の対 象に含めるべきである。 障害者にたいするぎやくたいいけん ごたち
とくにせいしんかびやういん しやかい かくり おおく ぼうりよくとう ぎやくたい おこり
特に精神科病院は社会から隔離されていることが多く、暴力等の虐待が起こりやすい
ばしよ がっこう ほいくしやう いりようきかん かんこうしやう つうほうぎむ たいしやう ぎやくたい
場所です。学校、保育所等、医療機関、官公署等を通 報義務の対 象とすることで、虐待
はつせいぼうし きんし こうか えられる かんがえます
の発 生防 止、禁 止の効果が得られると考えます。

とう ほう ふそくだい じょう かんがみ がっこう ほいくしやう いりようきかん かんこうしやう
NHK党 ① 法の附則第2条を鑑み、学校、保育所等、医療機関、官公署等も
つうほうぎむ たいしやう ふくめる
通 報義務の対 象に含めるべきである。 行政を監視し、声を上げていくことが大切だと
かんがえます いっぱん ほう かんこうちやう いけん ようぼう つたえる こつかいぎいん めいぎ おこなつ ほう
考えますが、一般の方が官公庁に意見、要望を伝えるよりも国会議員の名義で行った方
こうひんど へんとう たいおう えられる きたい かんこうちやう いけん
が、高頻度に返 答、対 応が得られることが期待できます。こちらのブログ「官公庁へ意見・
ようぼう おくり ほう ぜひ さんしやう
ご要望を送りたい方へ」<https://www.kurashikiooya.com/2022/01/16/post-13961/>を是非ご参 照くださ
い。

Q6-1 障害者の労働政策について(特別事業について)

2020年10月からの重度障害者等就労支援特別事業により、福祉部局と労働部局が連携して重度障害のある人が働く際の通勤支援や職場での介助等がすすめられています。しかし、対象が最重度の人に限られていることや、福祉施策は市町村の任意施策として実施することなどから、実施する市町村は増えていません。この事業について貴党のお考えに最も近い以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)

① 上記特別支援事業を障害者総合支援法の自立支援給付と位置づけ、国が責任をもって実施し、市町村格差が出ないようにすべきである。

② 上記特別事業を抜本的に拡充し、通勤支援及び就業中の生活支援を希望する障害のある人が必要に応じて重度訪問介護

護、同行援護、行動援護、居宅介護等の障害福祉サービスを提供する場面で利用できるようにする必要がある。

③ 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。

④ 上記特別事業に取り組む市町村が増えないのなら、これを終了するのがよい。

●その他、又は上記のお答えの理由について簡単に(300字以内で)お答えください。

自由民主党 ③ 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。

とりくみじれい しゅうち ていねい じょうほうはつしん おこなう しちようそん とりくみ さらにそくしん
取組事例の周知など、丁寧な情報発信を行うことで市町村の取組を更に促進していくことが重要と考えています。

りつけんみんしゅとう じょうきとくべつしえんじぎょう しょうがいしやそうごうしえんほう じりつしえんきゅうふ
立憲民主党 ① 上記特別支援事業を障害者総合支援法の自立支援給付と位置づけ、国が責任をもって実施し、市町村格差が出ないようにすべきである。改正されたしょうがいしやそうごうしえんほう ふそく ふまえ じゅうどうほうもんかいご しえんくぶんなかどしや たいししょう
障害者総合支援法の附則を踏まえ、重度訪問介護の支援区分中度者への対象かくだいとう けんとう すすめる かんがえます つうきん しゅうろうなか りょう
拡大等について、検討を進めるべきと考えます。また、通勤や就業中に利用できないじゅうどうほうもんかいご りょう かのう じゅうどうほうもんかいごしえんかくだいほうあん
重度訪問介護サービスについて、利用を可能にするため、「重度訪問介護支援拡大大法案」を制定すべきと考えます。

こうめいとう じょうきとくべつしぎょう じつし しちようそん うながす しょうがい ひと はたらくきかい
公明党 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。重度障害者等就労支援特別事業は、長年課題であったつうきん しよくばとう しえん たいおう じゅうどう しやとう しゅうろう じつげん こようしきく
通勤や職場等における支援に对应し、重度障がい者等の就労を実現するため、雇用施策ふくししきく いつたいてき じつし とりくみ りかい こんご りょうじつたい はあく
と福祉施策が一体的に実施する取り組みであると理解しています。今後、利用実態を把握するとともに、好事例を収集し、幅広く共有して取り組みが広がるようにするなど、引き続きより使い

やすいものとなるよう取り組みことが必要だと考えます。

日本維新の会 ③ 上記特別事業の実施を市町村に促すことで、障害のある人の働く機会を増やす必要がある。

日本共産党 ① 上記特別支援事業を障害者総合支援法の自立支援給付と位置づけ、国が責任をもって実施し、市町村格差が出ないようにすべきである。重度障害者等就労支援特別支援事業は、自立支援給付に位置づけて、市町村格差が出ないようにすべきです。重度障害者だけでなく、幅広い障害者に労働にかかわる福祉サービスの門戸を開き、働きたい障害者を支援すべきです。厚労省は障害者の「就労」を促している一方で、福祉サービスを「経済活動」には使ってはいけないという「原則」をたてにして、障害者の就労を妨害しています。障害者自立支援法が施行されて今年で16年になりますが、総合支援法の法改正の時期でもあり、福祉サービスのあり方を抜本的にみなおす時期です。

国民民主党 ① 上記特別支援事業を障害者総合支援法の自立支援給付と位置づけ、国が責任をもって実施し、市町村格差が出ないようにすべきである。

れいわ新選組 ① 上記特別支援事業を障害者総合支援法の自立支援給付と位置づけ、国が責任をもって実施し、市町村格差が出ないようにすべきである。重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅介護等において、就労・就学・余暇活動・宗教活動・政治活動など告示523号で禁止されている事項は、憲法において健康者が当たり前に保障されている権利であるが、介助の必要な障害者においては、それらの権利が保障されておらず、健康者に付さない条件を障害者に付している差別的取扱だと認識している。

このような現状のなか、厚労省は就労支援特別事業をつくったが、障害者の根本的な権利の保障にはなっていないことから、やはり健康者と平等の権利を保障するためにも、早急に告示523号の撤廃を行うべきである。

特別支援事業は様々な制約があり、2022年4月1日現在、実施しているのは11市区町村、利用人数27名に過ぎず、特別事業では、地域格差が広がるだけで、抜本的解決にならない。社会民主党 ① 上記特別支援事業を障害者総合支援法の自立支援給付と位置づけ、国が責任をもって実施し、市町村格差が出ないようにすべきである。障害者が社会の構成員として働くことを推進するためには、障害者雇用と福祉施策の連携強化が必須です。行政の縦割りをなくして相談窓口等の一本化、雇用、福祉、両施策を担える専門員の育成と確保、事業所体型的見直し等が必要です。また、働く意欲や能力があっても、通勤支援や働いている間の介助がなければ働くことを実現できません。雇用と福祉施策の連携を深め、相互補完することが必要だと考えます。

NHK党 ① 上記特別支援事業を障害者総合支援法の自立支援給付と位置づけ、国が責任をもって実施し、市町村格差が出ないようにすべきである。社会的弱者を守るため

には、規制改革を行い能力のある人が稼げる環境を整え、経済発展していくことが
たいせつだとNHK党では考え、4つの基本政策の1つに経済活性化を掲げています。NHK党は国会
議員1名でありマンパワーにも限界があります。そのため基本政策を4つに絞っていますが、広く社会
の課題に対応するため諸派党構想政治版というシステムを稼働させています。是非ご参加ください。

Q6-2 障害者の労働政策について(障害者雇用率ビジネスについて)

昨今、新たな「障害者雇用率ビジネス」が拡大しています。こうした事業者が、働く場
(農園等)と支援体制等を整備した上で大企業等に参加を呼びかけ、この農園等では
働く障害のある人を大手企業等が雇用する形をとり、その企業の雇用率に算定する
というものです。こうした新ビジネスについて、貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えくだ
さい。(2つまで)

- ①障害のある人にとっては働いている場所と自分を雇用している会社とが異なる等、通常ではありえない仕組みであり、道義上の問題がある。
- ②参加する企業は自ら障害者雇用に直接取り組むことなく、雇用率だけを満たすという点で問題がある。
- ③障害のある人が満足しているのであれば、良いと思う。
- ④問題があるとは思わない。
- その他、又は上記のお答えの理由について簡単に(300字以内で)お教えてください。

自由民主党 ●その他 指摘の事例については、一律にその是非を申し上げることはできませんが、
事業主には、適切な雇用管理を行っていただくとともに、障害者がその能力や適性を
十分発揮し、活躍できる職場環境作りを進めていただくことが必要であると考えていま
す。なお、現在、厚生労働省としても実態把握を進めていると聞いています。

立憲民主党 ②参加する企業は自ら障害者雇用に直接取り組むことなく、雇用率だ
けを満たすという点で問題がある福祉的就労利用者の一般就労への移行を進めるため、
現行の雇用率制度に基づく一般就労のあり方にさらなる検討を加え、すでに公共団体
で導入事例のある多様な就労の場の創出や、尊厳ある生活を維持できる稼働所得の
確保を目指します。

公明党 ●その他 障がい者雇用の促進にあたっては、適切な雇用管理のもとで、働く方々
がお互いの個性を尊重し、障がいのある方もない方もその能力を十分に発揮して働ける
環境をつくるという視点が重要だと考えます。こうした観点から問題がある場合には、
厚生労働省による助言・指導や支援等を通じて、問題の解消に向けて取り組むべきと
考えます。

日本維新の会 ③障害のある人が満足しているのであれば、良いと思う。直雇用がベストだが、
「安易な雇用」「数合わせ雇用」ではいけない（例：待機させられたまま）。質問にある「みなし雇用」
も障害者雇用のハードルを下げの一つの手段であると考ええる。（出向であれば一般的な
仕組み）あとは本人が満足できるか、働きやすいか等の観点で判断すれば良いのではないかと
考える。

日本共産党 ①障害のある人にとっては働いている場所と自分を雇用している会社
異なる等、通常ではありえない仕組みであり、道義上問題がある。②参加する企業は
みずから障害者雇用に直接取り組むことなく、雇用率だけを満たすという点で問題がある。
障害者が働く法定雇用率を満たすための大企業の抜け道をつくるもので、本来の
障害者雇用からはずれており、是正すべきです。
国民民主党 ●その他障害のある人が無理なく働ける環境を、企業や社会全体で
整えることが重要。

れいわ新選組 ①障害のある人にとっては働いている場所と自分を雇用している会社
異なる等、通常ではありえない仕組みであり、道義上問題がある。②参加する企業は
みずから障害者雇用に直接取り組むことなく、雇用率だけを満たすという点で問題がある。

この「障害者雇用率ビジネス」には法令違反はないが、雇用主の企業と何の関係・接点
もないところで障害者だけ集めて作業させるのはインクルーシブな働き方に逆行し、
障害者のキャリアアップの機会も奪っている。この方式がはびこれば、雇用率未達成企業か
らの納付金で障害者雇用を促進するための助成をするという、「タコが自分の足を食う」
障害者雇用促進法の矛盾がもろに露呈することになる。雇用率未達成企業の存在を
前提に成り立ち、雇用率達成ありきの障害者雇用促進法を抜本的に見直す必要があ
ると考える。

社会民主党 ①障害のある人にとっては働いている場所と自分を雇用している会社
異なる等、通常ではありえない仕組みであり、道義上問題がある。②参加する企業は
みずから障害者雇用に直接取り組むことなく、雇用率だけを満たすという点で問題がある。
補助金目的の障害者雇用ビジネスの横行は非常に問題です。経営悪化を理由に
一方的な解雇を行う等の事件も起きています。制度の不備につけ込む民間事業者を規制する
と同時に、安易に制度を設計し民間業者に丸投げしてきた行政の責任を問い、抜本的
な見直しが必要。

NHK党 ②参加する企業はみずから障害者雇用に直接取り組むことなく、雇用率だけを
満たすという点で問題がある。NHK党浜田聡参議院議員が「民間企業の障害者雇用
の実態と今後の支援策に関する質問主意書」<https://www.kurashikiooya.com/2020/12/05/post-112>
50/を2020年12月5日に提出しています。「障害者雇用率ビジネス」が拡大する背景
には雇用者側の理解やノウハウの不足があると考えています。国会議員としての行政監

しきのう かつよう ぎようせいかわ かつどう ひきだし じようほうはつしん おこなつ
視機能を活 用して行 政 側がどのような活 動をしているのかを引き出し、情 報発 信を行 っ
ています。この質 問主 意書は有 権 者の方から、お願 いされた内 容をもとに作 成、提 出し
たものです。NP0法 人日 本障 害 者協 議会様におかれましても是非、諸 派党構 想政 治版を
ご活 用いただけましたら幸 いです。諸 派党構 想・政 治版の問い合わせ内 容ご紹介 介「障がい
者雇 用における国 税 庁の合 理的配 慮に対する取 り組」<https://go2senkyo.com/seijika/178686/p>

osts/408505

Q7-1 医 療保護入 院の廃 止について

いりようほごにゆういん はいし
医 療保護入 院は、本 人の同 意によらない家 族等 の同 意による強 制入 院の制 度です。
げんざいすめられ ちいき あんしん くらせるせいしんほけんいりようふくしたいせい じつげん むけた
現 在進められている「地 域で安 心して暮らせる精 神保 健医 療福 祉体 制の実 現に向けた
けんとうかい はいし むけたうごき きたい ざんねん おおきく
検 討 会」で、廃 止に向けた動 きが期 待されていましたが、残 念ながら大きくトーンダウンしてしま
いました。

きとう かんがえ もつともちいいか せんたくし こたえ
このことについて貴 党のお考 えに最 も近 い以下の選 択 肢に○をつけてお答 えください。(1つ)

せいしんかびよういん いりようほごにゆういんせいど にほん せいしんほけんいりようふくしかいかく すずめる
①精 神 科病 院への医 療保護入 院制 度は、日 本の精 神保 健医 療福 祉改 革を進めるため
はいし むけ すずめる
に廃 止に向けて進めるべきである。

せいしんかびよういん いりようほごにゆういんせいど そんぞく
② 精 神 科病 院の医 療保護入 院制 度は存 続させるべきである。

せいしんかびよういん したいこうそく しょくいん ぎやくたい ご たた なか しょうがいしやけんり
③精 神 科病 院で、身 体拘 束や職 員による虐 待が後を絶たない中、障 害 者権 利
じょうやく かんがえかた もとづい しょうがい ひと じゅう じんけん きほん せいしんほけん
条 約の考 え 方に基づいて、障 害のある 人 の自 由と人 権を基 本とする、精 神保 健
ふくしほうおよび関 係法 令の抜 本改 正がまず先 である。

そのた またはじょうき こたえ りゆう かんたんに じいない おしえ
●その他、又 は上 記のお答 えの理 由について簡 単 に(300字以 内で) お教 えください。

じゅうみんしゅとう そのた かんじや どうい えられ ばあい にゆういんいりよう ありかた
自 由民 主 党 ●その他 患 者の同 意が得られない場 合の入 院医 療のあり方については、
こうせいろどうしやう かいさい ちいき あんしん くらせるせいしんほけんいりようふくしたいせい じつげん
厚 生労 働 省で開 催している「地 域で安 心して暮らせる精 神保 健医 療福 祉体 制の実 現
むけたけんとうかい ぎろん ふまえ いりよう かくほ かんてんおよびかんじや けんりようごとう
に向けた検 討 会」の議 論を踏まえ、医 療へのアクセス確 保の観 点及 び患 者の権 利擁 護等 の
かんてん かだい せいり すずめるひつよう かんがえ
観 点から、さらに課 題の整 理を進める必 要があると考 えています。

りつけんみんしゅとう せいしんかびよういん いりようほごにゆういんせいど にほん せいしんほけんいりようふくし
立 憲民 主 党 ①精 神 科病 院への医 療保護入 院制 度は、日 本の精 神保 健医 療福 祉
かいかく すずめる はいし むけ すずめる せいしんしつかん かんじや かぞく
改 革を進めるために廃 止に向けて進めるべきである。精 神疾 患による患 者やその家 族への
ちいせいかつしえん きようかとう じゅうじつ ちいき じりつ せいかつ びよういん ちいき
地 域生 活支 援の強 化等を充 実させ、地 域で自 立した生 活ができるよう、病 院から地 域
いこう そくしん いこう ひつよう せいかつしえん ありかた とうじしや ぎろん
への移 行を促 進します。以 降に必 要な生 活支 援のあり方については、当 事 者ととも議 論しな
けんとう かんじや そんげん まもる せいしんかびよういん したいこうそく さくげん
がら検 討します。また、患 者の尊 厳を守るため、精 神 科病 院での身 体拘 束の削 減を
すすめます
進めます。

こうめいとう そのた いりようほごにゆういん だれ あんしん しんらい にゆういんいりよう
公 明 党 ●その他 医 療保護入 院については、誰 もが安 心して信 頼できる入 院医 療が
じつげん にゆういんいりよう ひつようさいしやうげん よぼうてきとりくみ じゅうじつ
実 現されるように、入 院医 療を必 要最 小 限にするための予 防 的取 り組みの充 実や、

いりようほごにゆういん にんいにゆういん いこう たいいんそくしん むけたせいど しえん じゅうじつ
医 療保護入 院から任 意入 院への移 行・退 院促 進に向けた制 度・支 援の充 実、より
いつそう けんりようごさく じゅうじつ ぐたいてき じつこうてき ほうさく けんとう ひつよう
一 層の権 利擁 護策の充 実などについて、具 体的かつ実 効 的な方 策を検 討する必 要があ
ります。また、患 者の同 意が得られない場 合の入 院の在り方 等に關 し、課 題の整 理を進 め、
しょうらいてき みなおし けんとう ひつよう かんがえます
将 来 的な見直しについて検 討していくことが必 要であると考えます。

にほんいしん かい そのた げんざいとうない べんきよう ぎろん さいちゆう げんじてん めいかく
日 本維 新の会 ●その他 現 在党 内で勉 強・議 論をしている最 中であり、現 時 点で明 確
な回 答を持ち合わせていない。

にほんきやうさんとう せいしんかびよういん いりようほごにゆういんせいど にほん せいしんほけんいりようふくし
日 本共 産 党 ①精 神 科病 院への医 療保護入 院制 度は、日 本の精 神保 健医 療福 祉
かいかく すすめる はいし むけ すすめる きようせいにゆういん いりようほごにゆういん
改 革を進めるために廃 止に向けて進めるべきである。強 制入 院である「医 療保護入 院」

げんそく はいし ほうこう こうろうしよう けんとうかい はなしあい かいし
は、原 則「廃 止」する方 向で厚 労 省の検 討 会の話し合いが開 始されたはずが、うやむやにさ
れてしまいました。医 療保護入 院は17年 度、入 院の4 割をしめており、国 連の拷 問禁 止
いいんかい けねん かぞく どうい えるきようせいにゆういん せかい いりようほごにゆういん
委 員 会も懸 念しています。家 族の同 意を得る強 制入 院は、世 界でも医 療保護入 院だけで
にほん せいしんかいりよう いじよう ものがたつ はいし むけ だいさんしやてきそしき
あり、日 本の精 神 科医 療の異 常さを物 語 っています。廃 止に向けて、まずは第 三 者 的組 織が
かんじや いけん じよう はなしあい
患 者の意 見をすくいあげた 上 で、話し合いをすすめるべきです。

こくみん とう そのた せいしん ちてき しんたい とうじしや せいさくけつていかてい
国 民主 党 ●その他 精 神障がい、知 的障がい、身 体障がいの当 事 者の政 策決 定過 程へ
さんかく じつげん ぎろん しやせいさく すすめます ないかくふ せつち せいさく
の参 画を実 現し、ともに議 論しながら障がい者 政 策を進めます。内 閣 府に設 置した政 策
いいんかい きんのうきようか しょうがいしやきほんほう かいせい けんとう
委 員 会の機 能強 化など、障 害 者基 本法の改 正を検 討します。

しんせんぐみ せいしんかびよういん いりようほごにゆういんせいど にほん せいしんほけんいりようふくし
れいわ新 選 組 ①精 神 科病 院への医 療保護入 院制 度は、日 本の精 神保 健医 療福 祉
かいかく すすめる はいし むけ すすめる せいしんしやうがい ひと たいしやう
改 革を進めるために廃 止に向けて進めるべきである。精 神障 害のある人 だけを対 象として、
ほんにん いし もとづか きようせいにゆういん ゆるすせいしんほけんふくしほう きようせいにゆういんせいど
本 人の意思に基づかない強 制入 院を許 す精 神保 健福 祉 法による強 制入 院制 度を
はいし かんがえる いりようほごにゆういん そちにゆういん ふくめ だんかいてき しゆくげん
廃 止すべきと考 える。医 療保護入 院のみならず、措置入 院も含めて段 階 的に縮 減する。
せいしんびようしやう おおはば さくげん しげん ざいたく しんりよう ほうもんかんご せいかつしえん
精 神病 床を大 幅に削 減し、その資 源を在 宅での診 療・訪 問看 護や生 活支 援に
ふりわけ さいしゆうてき せいしんほけんふくしほうじたい いつぱん いりようほう なか ほうせつ
振り分ける。最 終 的には精 神保 健福 祉 法自 体をなくし、一 般の医 療 法の中に包 摂し、
もとづかんじや けんり はんえい いりようきほんほう
インフォームド・コンセントに基づく患 者の権 利を反 映した医 療基 本法をつくる。

しやかいみんしゆとう せいしんかびよういん しんたいこうそく しよくいん ぎやくたい ご たた なか
社 会民 主 党 ③精 神 科病 院で、身 体拘 束や職 員による虐 待が後を絶たない 中、
しょうがいしやけんりじようやく かんがえかた もとづい しょうがい ひと じゆう じんけん きほん
障 害 者権 利条 約の考 え 方に基づいて、障 害のある人 の自 由と人 権を基 本とする、
せいしんほけんふくしほうおよびかんけいほうれい ばつぽんかいせい さき ちいき せいかつ
精 神保 健福 祉 法及 び関 係法 令の抜 本改 正がまず先 である。地 域で生 活ができるよう、
いりよう ふくし じゅうじつ びよういん ちいき いこう そくしん せいしんほけんふくしほう
医 療・福 祉を充 実します。病 院から地 域への移 行を促 進します。精 神保 健福 祉 法に
けんりようごせいど そうせつ ばつぽんてき かいせい ひつよう かんがえます そちにゆういんしや たいいんご
権 利擁 護制 度を創 設するなど抜 本 的な改 正が必 要と考えます。措置入 院 者の退 院後
しえん けいさつ いれる はんたい
の支 援に、警 察を入れることは反 対です。

とう そのた いりようほごにゆういん たちば さまざま いけん おもい
NHK 党 ●その他 医 療保護入 院につきましては立 場によっても様 々な意 見があると思 います
たいへんむずかしいもんだい かんがえ だんたい せいかいいん にほんしやうがいしや
ので大 変難 しい問 題だと考 えております。61 団 体が正 会 員となられている日 本障 害 者
きようざいかいさま とうじしや かぞく しえんしや せんもんしよくかんけいしや さまざま いけん
協 議 会様におかれましては、当 事 者、家 族、支 援 者、専 門 職 関 係 者などの様 々なご意 見
もち おもい ちよくせつかんこうしやう とどけ よい かんがえ
をお持ちだと思 います。それを直 接官 公 庁にお届 けいただくのが良いと考 えております。NHK
とうしよはとうこうそうせいじばん ぜひ かつよう
党 諸 派 党 構 想政 治 版 を是非ご活 用ください。

Q7-2 精神障害者政策のあり方について

日本は精神科病院の入院患者が30万人余りという状況が続 き、先進国の中では際立って多いことが特徴です。医学モデルから社会モデルへの政策の転換が急務となっていますが、精神障害のある人が地域社会で暮らしていくにはどのような政策が必要でしょうか。貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(いくつでも)

①住宅政策

②就労政策

③ヘルパー(介助)制度の充実

④グループホームの増設

⑤ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実

⑥障害者総合支援法による計画相談体制の充実

⑦家族負担(本人からすれば家族依存)の軽減

●その他、又は上記のお答えの理由について簡単に(300字以内で)お答えください。

自由民主党 ①住宅政策 ②就労政策 ③ヘルパー(介助)制度の充実 ④グループホームの増設 ⑤ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実 ⑥障害者総合支援法による計画相談体制の充実 ⑦家族負担(本人からすれば家族依存)の軽減 誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労等)、地域の助け合い、普及啓発(教育等)が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の観点から多様なサービスの拡充が必要と考えています。

立憲民主党 ①住宅政策 ②就労政策 ③ヘルパー(介助)制度の充実 ④グループホームの増設 ⑤ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実 ⑥障害者総合支援法による計画相談体制の充実 ⑦家族負担(本人からすれば家族依存)の軽減 当事者の方のニーズを踏まえて検討していきます。精神疾患による患者やその家族への地域生活支援の強化等を充実させ、地域で自立した生活ができるよう、病院から地域への移行を促進します。

公明党 ①住宅政策 ②就労政策 ③ヘルパー(介助)制度の充実 ④グループホームの増設 ⑤ピアサポート・ピアカウンセリング等の充実 ⑥障害者総合支援法による計画相談体制の充実 ⑦家族負担(本人からすれば家族依存)の軽減 精神障がいのある人が地域で安心して自分らしく暮らせるように、医療、障がい福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障がいにも

たいおう ちいきほうかつ こうちく すいしん
 対 応した地 域包 括ケアシステム」の構 築を推 進します。

にほんいしん かい とう じゅうじつ しょうがいしやそうごうしえんほう
 日 本維 新の 会 ⑤ピアサポート・ピアカウンセリング等 の充 実 ⑥障 害 者総 合支 援 法によ

けいかくそうだんたいせい じゅうじつ
 る計 画相 談体 制の充 実

にほんきょうさんとう じゅうたくせいさく しゅうろうせいさく かいじよ せいど じゅうじつ
 日 本共 産 党 ①住 宅政 策 ②就 労政 策 ③ヘルパー (介 助) 制度の充 実 ④グル

ぞうせつ とう じゅうじつ しょうがいしやそうごうしえんほう
 ープホームの増 設 ⑤ピアサポート・ピアカウンセリング等 の充 実 ⑥障 害 者総 合支 援 法に

けいかくそうだんたいせい じゅうじつ かぞくふたん ほんにん かぞくいそん けいげん こうえい
 よる計 画相 談体 制の充 実 ⑦家 族負 担(本 人からすれば家 族依 存)の軽 減 公 営

じゅうたく みんかんかり あげじゅうたく やちんほじよ かくじゅう ぞうせつ せいしん
 住 宅や民 間借り上げ住 宅、家 賃補 助などを拡 充し、グループホームの増 設など、精 神

しょうがいしや すみ ば せんたく せいび けいかくそうだんたいせい
 障 害 者が住みたい場を選 択できるように整 備をすすめます。ヘルパー、計 画相 談体 制などで

ささえ じゅうじつ ふあん けいげん かいしよう
 くらしを支 えながら、ピアサポートやピアカウンセリングの充 実で不 安を軽 減・解 消できるよう

かぞく こりつ じちたい まどぐち よりそつ しえん
 にします。家 族が孤 立することがないよう、自 治体の窓 口がオープンで寄 り添った支 援ができるように

しよくいんたいせい あつく ひつよう
 職 員体 制を厚 くすることが必 要です。

こくみん とう じゅうたくせいさく しゅうろうせいさく かいじよ せいど じゅうじつ
 国 民民主 党 ①住 宅政 策 ②就 労政 策 ③ヘルパー (介 助) 制度の充 実 ④グルー

ぞうせつ とう じゅうじつ しょうがいしやそうごうしえんほう
 プホームの増 設 ⑤ピアサポート・ピアカウンセリング等 の充 実 ⑥障 害 者総 合支 援 法によ

けいかくそうだんたいせい じゅうじつ かぞくふたん ほんにん かぞくいそん けいげん
 る計 画相 談体 制の充 実 ⑦家 族負 担(本 人からすれば家 族依 存)の軽 減

しんせんぐみ じゅうたくせいさく しゅうろうせいさく かいじよ せいど じゅうじつ
 れいわ新 選 組 ①住 宅政 策 ②就 労政 策 ③ヘルパー (介 助) 制度の充 実 ⑤ピア

とう じゅうじつ かぞくふたん ほんにん かぞくいそん けいげん
 サポート・ピアカウンセリング等 の充 実 ⑦家 族負 担(本 人からすれば家 族依 存)の軽 減

せいしんしょうがい ひと ちいきしやかい くらし あんしん いりよう
 精 神障 害のある 人 が地 域社 会で暮らしていくためには、いつでも安 心してかかれる医 療、

ちようし わるいじ りんきおうへん たいおう ふくし あんか かいてき じゅうたく きようそうてき
 調 子の悪い時に臨 機 応 変に 応 できる福 祉サービ 安 価で快 適な住 宅、競 争 的でな

しゅうろうしえん しよくば ごうりてきはいいよ とうじしやしゅたい けんりようご そうだんきかん まち なか
 い就 労支 援と職 場での合 理 的配 慮、当 事 者主 体の権 利擁 護・相 談機 関、街 の中で

あんしん こうりゆう いばしよ しさく ちいきしげん ひつよう かんがえる せいしんしょうがいしや
 安 心して交 流できる居場所などの施 策、地 域資 源が必 要と考 える。そして、精 神障 害 者

しやかいてきにゆういん うみだし さいだい りゅう せいしんしょうがいしやにたいするへんけん むち
 の社 会 的入 院を生み出している最 大の理 由は、精 神障 害 者に対する偏 見・無知からく

はいじよ さべつ かんがえる たよう ひとびと せいかつ ちいきしやかい むけ
 る排 除・差 別であることを考 えると、多 様な人 々が生 活するインクルーシブな地 域社 会に向け

せいふ ちいきぎようせい きようりよく はつしん ひつよう
 ての政 府、地 域行 政の強 力な発 信が必 要。

しやかいみんしゅとう じゅうたくせいさく しゅうろうせいさく かいじよ せいど じゅうじつ
 社 会民 主 党 ①住 宅政 策 ②就 労政 策 ③ヘルパー (介 助) 制度の充 実 ④グル

ぞうせつ とう じゅうじつ しょうがいしやそうごうしえんほう
 ープホームの増 設 ⑤ピアサポート・ピアカウンセリング等 の充 実 ⑥障 害 者総 合支 援 法に

けいかくそうだんたいせい じゅうじつ かぞくふたん ほんにん かぞくいそん けいげん ちいき
 よる計 画相 談体 制の充 実 ⑦家 族負 担(本 人からすれば家 族依 存)の軽 減 まず地 域

せいかつ おくる こうえいじゅうたく みんかん かりあげとうじゅうたく かくほ ひつよう
 生 活を送 るためには公 営住 宅、民 間アパートの借り上げ等 住 宅の確 保が必 要です。グル

ちいきせいかつ うけがら ひつよう ぎようせい そうだんしえん とうじしやどうし
 ープホームは地 域生 活の受け皿として必 要です。行 政の相 談支 援、当 事 者同 士のサポート、

とう ひと ささえ じゅうじつ せいかつ あんしん かくほ
 カウンセリング等、人 の支 えを充 実し生 活の安 心を確 保します。

とう じゅうたくせいさく しゅうろうせいさく かいじよ せいど じゅうじつ
 NHK 党 ①住 宅政 策 ②就 労政 策 ③ヘルパー (介 助) 制度の充 実 ④グルー

ぞうせつ とう じゅうじつ しょうがいしやそうごうしえんほう
 ームの増 設 ⑤ピアサポート・ピアカウンセリング等 の充 実 ⑥障 害 者総 合支 援 法による

けいかくそうだんたいせい じゅうじつ かぞくふたん ほんにん かぞくいそん けいげん しょうがいしや
 計 画相 談体 制の充 実 ⑦家 族負 担(本 人からすれば家 族依 存)の軽 減 障 害 者

せいさく いい ほんにん しょうてん あたり おもい しょうがいしや ささえつづける
 政 策と言いますとどうしても本 人に焦 点が当たりがちかと思 いますが、障 害 者を支 え続ける

かぞく じゅうぶん はいりよ ひつよう かんがえ できる じようきせんたくし
 家 族のケアにも十 分な配 慮が必 要だとも考 えております。出来ることなら上 記選 択 肢すべて

が充^{じゅうじつ} 実^{じつ}することが望^{のぞ}ましいと思^{おも}います。福^{ふく} 祉^しを充^{じゅうじつ} 実^{じつ}させるためには国^{こく} 力^{りき}の向^{こう} 上^{じやう}が必^{ひつ} 要^{よう}な
ためNHK 党^{とう} は4つの基^き 本^{ほん}政^{せい} 策^{さく}の1つに経^{けい} 済^{さい}の活^{かつ} 性^{せい} 化^かを掲^か げておりそこに注^{ちゅう} 力^{りき}しております。マン
パワ-の問^{もん} 題^{だい}もあり弊^{へい} 党^{とう} だけで国^{こく} 政^{せい}の全^{ぜん} ての事^じ 象^{しょう}に対^{たい} 応^{おう}することは現^{げん} 実^{じつ} 的^{てき}に不^ふ 可^か能^{のう}です。
是非^{ぜひ}、諸^{しよ} 派^は党^{とう} 構^{こう} 想^{きやう}政^{せい} 治^ち版^{ばん}のご活^{かつ} 用^{よう}をご検^{けん} 討^{とう}ください。

Q8. 所^{しよ} 得^{とく}保^ほ 障^{しょう}のあり方^{ほう}について

障^{しょう} 害^{がい}のある人^{ひと}の所^{しよ} 得^{とく}保^ほ 障^{しょう}のあり方^{ほう}について貴^き 党^{とう}が重^き 要^{よう}と思^{おも} われるものを以^い下^かの選^{せん} 択^{たく}肢^しに○をつ

けてお答^{こたえ} え^えぎ^ぎさい^{さい}

①無^む 年^{ねん}金^{きん}障^{しょう} 害^{がい} 者^{しや}の解^{かい} 消^{しやう}

②障^{しょう} 害^{がい}基^き礎^そ年^{ねん} 金^{きん}の増^{ぞう} 額^{がく}

③目^{もく} 的^{てき}別^{べつ}の手^て 当^{あて}の事^じ 象^{しょう}の整^{せい} 備^び (住^{じゅう} 宅^{たく}手^て 当^{あて}など)

④生^{せい} 活^{かつ}保^ほ護^ごの拡^{かく} 充^{じゅう} (①～③の課^か 題^{だい}が本^{ほん} 筋^{しん}であるが、当^{とう} 面^{めん}の応^{おう} 急^{きゅう}対^{たい} 応^{おう}として)

●その他、又^{また} は上^{じやう} 記^きのお答^{こたえ} えの理^り 由^{ゆう}について簡^{かん} 単^{たん} に (300字以^じ 内^{ない}) お教^{おしえ} えください。

自^{じゅう} 由^{みん} 民^{しゅ} 主^{とう} 党^{とう} ●その他 障^{しょう} 害^{がい}のある方^{ほう}の所^{しよ} 得^{とく}保^ほ 障^{しょう}については、障^{しょう} 害^{がい}年^{ねん} 金^{きん}や特^{とく} 別^{べつ}
障^{しょう} 害^{がい} 者^{しや}手^て 当^{あて}等^{とう}の支^し 給^{きゅう}や障^{しょう} 害^{がい}福^{ふく} 祉^しサ-ビスの利^り 用^{よう}者^{しや}負^ふ 担^{たん}の軽^{けい} 減^{げん}に加^{くわ} え、2019 年^{ねん} 1 0 月^{げつ}
から、障^{しょう} 害^{がい}基^き礎^そ年^{ねん} 金^{きん}受^{じゅ} 給^{きゅう} 者^{しや}にたいする年^{ねん} 金^{きん}生^{せい} 活^{かつ} 者^{しや}支^し 援^{えん}給^{きゅう} 付^ふ 金^{きん}の支^し 給^{きゅう}により強^{きやう} 化^かし
たところであり、総^{そう} 合^{ごう} 的^{てき}な対^{たい} 策^{さく}を進^{すす} めていきます。

立^り 憲^{けん}民^{みん} 主^{しゅ} 党^{とう} ●その他 障^{しょう} 害^{がい}がい 者^{しや}の暮^く らしを支^さ える制^{せい} 度^どを拡^{かく} 充^{じゅう} します。障^{しょう} 害^{がい}年^{ねん} 金^{きん}の
引^ひ きあげな^げなどを検^{けん} 討^{とう}します。

公^{こう} 明^{めい} 党^{とう} ●その他 障^{しょう} 害^{がい}がい 者^{しや}の所^{しよ} 得^{とく}保^ほ 障^{しょう}を充^{じゅう} 実^{じつ}する 上^{じやう} で、年^{ねん} 金^{きん}制^{せい} 度^どは重^{じゅう} 要^{よう}な役^{やく} 割^{わり}
を果^は たしていま^しす。これま^こで公^{こう} 明^{めい} 党^{とう}は、障^{しょう} 害^{がい}がい 者^{しや}の就^{しゅう} 労^{ろう}を年^{ねん} 金^{きん}制^{せい} 度^ど上^{じやう} 評^{ひやう} 価^かする仕^し組^{くみ}みや、
特^{とく} 別^{べつ}障^{しょう} 害^{がい}給^{きゅう} 付^ふ 金^{きん}の創^{そう} 設^{せつ}などを実^{じつ} 現^{げん}してきま^した。2019 年^{ねん} 1 0 月^{げつ}からは、障^{しょう} 害^{がい}年^{ねん} 金^{きん}
生^{せい} 活^{かつ} 者^{しや}支^し 援^{えん}給^{きゅう} 付^ふ 金^{きん}が実^{じつ} 施^しされていま^しす。今^{こん} 後^ごさら^に、一^い 般^{ぱん}就^{しゅう} 労^{ろう}の拡^{かく} 大^{だい}や就^{しゅう} 労^{ろう}継^{けい} 続^{ぞく}
支^し 援^{えん}をふく^めた障^{しょう} 害^{がい}がい 者^{しや}の就^{しゅう} 労^{ろう}環^{かん} 境^{きやう}の改^{かい} 善^{ぜん}等^{とう}を通^{つう} じて、所^{しよ} 得^{とく}保^ほ 障^{しょう}の充^{じゅう} 実^{じつ}と社^{しゃ} 会^{かい}
参^{さん} 加^かの拡^{かく} 大^{だい}を推^{すい} 進^{しん}していま^しす。

日^に 本^{ほん}維^い 新^{しん}の会^{かい} ●その他 既^き 存^{そん}の障^{しょう} 害^{がい} 者^{しや}支^し 援^{えん}は据^す え置^おいた 上^{じやう} で、最^{さい} 低^{てい}所^{しよ} 得^{とく}保^ほ 障^{しょう}制^{せい} 度^ど (ベ
ーシッ^きクイン^{きん}カムまたは給^{きゅう} 付^ふ 付^きき税^{ぜい} 額^{がく}控^{こう} 除^{じよ}) の導^{どう} 入^{にゅう}を検^{けん} 討^{とう}していま^しす。一^{いち} 律^{りつ}現^{げん} 金^{きん}給^{きゅう} 付^ふ
より、既^き 存^{そん}制^{せい} 度^どでは支^し 援^{えん}しきれていま^しない方^{ほう}への支^し 援^{えん}足^{じく} り得^え ると考^{かん} え る。

日^に 本^{ほん}共^き 産^{さん} 党^{とう} ①無^む 年^{ねん}金^{きん}障^{しょう} 害^{がい} 者^{しや}の解^{かい} 消^{しやう} ②障^{しょう} 害^{がい}基^き礎^そ年^{ねん} 金^{きん}の増^{ぞう} 額^{がく} 障^{しょう} 害^{がい}基^き礎^そ
年^{ねん} 金^{きん}は、今^{こん} 年^{ねん}に入^い っ てからの物^{ぶつ} 価^か高^{こう} 騰^{とう}にもかか^かわらず削^{さく} 減^{げん}されてお^り、世^せ 界^{かい}でも異^い 常^{じやう}な施^し 策^{さく}の
中^{ちゅう} 止^しを求^{もと} めま^す。「暮^く らせる」年^{ねん} 金^{きん}額^{がく}にな^るよう底^{そこ} 上^{あげ}しま^す。底^{そこ} 上^{あげ}のためにも、無^む 年^{ねん}金^{きん}障^{しょう} 害^{がい} 者^{しや}
の解^{かい} 決^{けつ}をはか^るためにも、諸^{しよ} 外^{がい} 国^{こく}のよう^に一^{いつ} 定^{てい} 期^き間^{かん}居^き 住^{じゅう}していま^しるこ^とが条^{じやう} 件^{けん}の最^{さい} 低^{てい}

ほしょうねんきんせいど そうせつ もとめます とうめん くに みずから ふさくい ねんきんせいど ふび みとめ せいど
 保 障年 金制 度の創 設を求めます。当 面、国 は自 らの不作為や年 金制 度の不備を認 めて制 度
 さつきゆう かいぜん とくべつしょうがいきゆうふせいど きそねんきん どうがく ひきあげ こくせきようけん
 を早 急に改 善し、「特 別障 害給 付制 度」を基礎年 金と同 額に引き上げて、国 籍要 件
 かにゆう ざいにちがいこくじん しきゆうたいしやう ひろげます
 のために加 入できなかった在 日外 国 人などにも、支 給対 象を広げます。
 こくみん とう むねんきんしょうがいしや かいしやう しょうがいきそねんきん ぞうがく
 国 民民主 党 ①無 年 金障 害 者の解 消 ②障 害基礎年 金の増 額
 しんせんぐみ むねんきんしょうがいしや かいしやう しょうがいきそねんきん ぞうがく しょうがいしや
 れいわ新 選 組 ①無 年 金障 害 者の解 消 ②障 害基礎年 金の増 額 障 害 者が
 はたらい せいけい いじ こよう しゅうろうせいさく すすめる はたらい じゅうぶん
 働 いて生 計を維持できるような雇 用・就 労政 策を進めるとともに、働 いて十 分な
 しゅうにゆう えられ ばあい ねんきん とうめん せいかつほご くらせる しよとくほしやう
 収 入が得られない場 合は、年 金や(当 面は)生 活保護で暮らせるだけの所 得保 障をすべき。
 しやかいみんしゅう とう しょうがいきそねんきん ぞうがく せいかつほご かくじゅう かだい ほんすじ
 社 会民 主 党 ②障 害基礎年 金の増 額 ④生 活保護の拡 充(①～③の課 題が本 筋で
 あるが、当 面の応 急対 応として) すべて必 要だと思 います。現 下のコロナ危機にあつて、生き
 ていくためには生 活保護の拡 充が喫 緊の課 題です。所 得保 障の基 盤はスティグマのない
 ねんきんせいど むねんきん かいしやう せいかつ ねんきんがくすいじゅん かくほ かだい
 年 金制 度であり、無 年 金の解 消、生 活できる年 金 額水 準の確 保が課 題です。
 とう せいかつほご かくじゅう かだい ほんすじ とうめん おうきゆうたいおう
 NHK 党 ④生 活保護の拡 充(①～③の課 題が本 筋であるが、当 面の応 急対 応として)
 しょうがいしやきほんほう しょうがいしや ていぎ しょうがいおよびしやかいてきしやうへき けいぞくてき
 障 害 者基 本法で障 害 者の定 義は「障 害及 び社 会 的障 壁により継 続 的に
 にちじようせいかつまたはしやかいせいかつ そうとう せいげん うけるじようたい
 日 常生 活又 は社 会生 活に相 当な制 限を受ける状 態にあるものをいう」とあり、つまり
 じりつ こんなん ひと にんしき しょうがいしや おや じぶん しご しんばい
 自 立が困 難な 人 と認 識しています。障 害 者の親 は自 分たちの死後のことが心 配のはずです。
 にほん けんぼう じよう せいぞんけん みとめられ とう せいかつほご うけ かつどう
 日 本では憲 法 25 条 で生 存 権が認められております。NHK 党 は生 活保護を受けやすくする活 動
 おこなつ さいしゅうてき めざし けいざいかつせい かつ
 を行 っており、最 終 的にはベーシックインカムを目指しています。そのためには経 済活 性 化が必 須
 いか かいとう おなじに
 です。以下は、回 答 6－1 と同じになります。

Q 9. 基 本合 意と骨 格提 言について

くに こうろうしやう ねん しょうがいしやじりつしえんほうういけんそしやうだん きほんごうい かわし
 国 (厚 労 省) は2010 年、障 害 者自 立支 援 法違 憲訴 訟 団と基 本合 意を交わし、それに
 もとづい しやせいどかいかくすいしんかいぎそうごうふくしぶかい こつかくていげん だき
 基 づいて「障がい者制 度改 革推 進会 議総 合福 祉部 会」の骨 格提 言が出されました。このこ
 とについて貴 党のお考 えに最 も近 い以下の選 択 肢に○をつけてお答 えください。(1つ)

- ① 基 本合 意と骨 格提 言は完 全に実 現された。
- ② 基 本合 意と骨 格提 言はやや実 現された。
- ③ 基 本合 意と骨 格提 言はほとんど実 現されていない。
- ④ 基 本合 意と骨 格提 言は全 く実 現されていない。

●その他、又 は上 記のお答 えの理 由について簡 単 に(300字以 内で) お教 えください。

じゅうみんしゅう とう ねん きほんごうい こつかくていげん しょうがい ほう とうじしや みなさま
 自 由民 主 党 ●その他 基 本合 意と骨 格提 言は、障 害のある方 をはじめ、当 事 者の皆 様
 おもい こめられ きちよう せいどかいせいとう ふまえひつよう みなおし
 の思 いが込められた貴 重なものであり、これまでの制 度改 正 等においてこれらも踏まえ必 要な見直 し
 おこなつ こんご しょうがいふくしぶんや みなおし ふだん けんとう おこなつ
 を行 っていますが、今 後とも障 害福 祉分 野における見直しについて、不 断の検 討を行 ってい
 きます。

りつけんみんしゅとう きほんごうい こつかくていげん じつげん
立 憲 民 主 党 ② 基 本 合 意 と 骨 格 提 言 は や や 実 現 され た。 障 が い 者 の 参 画 を 基 本 と し た
きほんごうい こつかくていげん けい い そんちよう こんご こつかくていげん りねん じつげん
基 本 合 意 と 骨 格 提 言 が と り ま と め ら れ た 経 緯 を 尊 重 し、 今 後、 骨 格 提 言 の 理 念 の 実 現 を
めざし けんとう すすめ かんがえます
目 指 し、 検 討 を 進 め て い く べ き だ と 考 え ま す。

こうめいとう きほんごうい こつかくていげん じつげん きほんごうい こつかくていげん ちやくじつ
公 明 党 ② 基 本 合 意 と 骨 格 提 言 は や や 実 現 され た。 基 本 合 意 と 骨 格 提 言 は 着 実 に
すすん にんしき しょうがいしやそうごうしえんほう こうれい しゃ かいごほけん
進 ん で い る と 認 識 し て い ま す。 障 害 者 総 合 支 援 法 に は、 高 齢 障 が い 者 の 介 護 保 険 サ ー ビ ス
りようしやふたん けいげん しくみ そうせつ にゆういんなか じゅうどほうもんかいご しえん かのう
の 利 用 者 負 担 を 軽 減 す る 仕 組 み の 創 設 や、 入 院 中 も 重 度 訪 問 介 護 に よ る 支 援 を 可 能 と す
る こ と が 盛 り 込 ま れ て い ま す。 本 年 の 通 常 国 会 で は、 障 が い の あ る 人 の 情 報 ア ク セ ス や 意 思
そつうにかんするしさく そうごうてき すいしん しょうがいしやじようほう
疎 通 に 関 す る 施 策 を 総 合 的 に 推 進 す る た め、「 障 害 者 情 報 ア ク セ シ ビ リ テ ィ ・ コ ミ ュ ニ ケ ー
ション 施 策 推 進 法 」 が 議 員 立 法 に よ り 全 会 一 致 で 成 立 し ま し た。 引 き 続 き 制 度 の 改 善 等 を
すいしん かんがえ
推 進 し て い き た い と 考 え て い ま す。

にほんいしん かい きほんごうい こつかくていげん じつげん
日 本 維 新 の 会 ② 基 本 合 意 と 骨 格 提 言 は や や 実 現 され た。
にほんきやうさんとう きほんごうい こつかくていげん まつたくじつげん そうごうしえんほう ださ
日 本 共 産 党 ④ 基 本 合 意 と 骨 格 提 言 は 全 く 実 現 され て い な い。 総 合 支 援 法 が 出 さ
れ た と き に「 基 本 合 意 」 「 骨 格 提 言 」 に も と ず く 施 策 を い っ ぺ ん に 実 現 す る の は 難 し い の で、 附 則
めいき ねんご みなおす みなおし おうえきふたん はいし なかみ
で 明 記 し て、 3 年 後 に 見 直 す と し ま し た。 し か し そ の 見 直 し も 応 益 負 担 の 廃 止 を は じ め と し た 中 身 は
はんえい やくそく ほご ふたたび かいせい はなしあい しょうがいしやぶかい
ま っ た く 反 映 さ れ ず、 約 束 が 反 故 に さ れ て し ま い ま し た。 再 び「 改 正 」 の 話 し 合 い が 障 害 者 部 会
きほんごうい こつかくていげん ないよう はんえい
で お こ な わ れ て き ま し た が、 基 本 合 意、 骨 格 提 言 の 内 容 が 反 映 さ れ て い る と は い い が た い も の で す。
きほんごうい くに しほう ば やくそく こつかくていげん くに いたく うけ はなしあつ ぶかい せいしき
基 本 合 意 は、 国 が 司 法 の 場 で 約 束 し、 骨 格 提 言 は 国 の 委 託 を 受 け て 話 し 合 っ た 部 会 が 正 式 に
ほうこくしよ くに きほんごうい こつかくていげん こくないほう せいび せきにん
ま と め た 報 告 書 で す。 国 は 基 本 合 意 と 骨 格 提 言 に も と づ い て 国 内 法 を 整 備 す る 責 任 が あ り
ま す。

こくみん とう きほんごうい こつかくていげん じつげん
国 民 民 主 党 ② 基 本 合 意 と 骨 格 提 言 は や や 実 現 され た。
しんせんぐみ きほんごうい こつかくていげん じつげん しょうがいしやそうごう
れ い わ 新 選 組 ③ 基 本 合 意 と 骨 格 提 言 は ほ と ん ど 実 現 され て い な い。 障 害 者 総 合
しえんほうせいりつご じゅうどほうもんかいご ちてき せいしんしやうがいしや かくだい だんかいてき しこう
支 援 法 成 立 後、 重 度 訪 問 介 護 の 知 的 ・ 精 神 障 害 者 へ の 拡 大 な ど は 段 階 的 に 施 行 さ
ねん ほうかいせい おこなわ こつかくていげん つみのこさ かだい じようじかいじよ
れ、 2018 年 に 法 改 正 が 行 わ れ た が、 骨 格 提 言 の も と も と 積 み 残 さ れ た 課 題 (常 時 介 助 を
ようするしょうがいしやとうにたいするしえん けんとう しょうがいしや しゅうろう
要 する 障 害 者 等 に 対 す る 支 援) = パ ー ソ ナ ル ア シ ス タ ン ス の 検 討 や、 障 害 者 の 就 労 の
しえん しきゆうけつてい ありかた きほんごうい ないよう かいごほけんゆうせんげんそく はいし しょうがい
支 援、 支 給 決 定 の 在 り 方 な ど) や 基 本 合 意 の 内 容 (介 護 保 険 優 先 原 則 を 廃 止 し、 障 害
とくせい はいりよ せんたくせいとう どうにゆう りようしやふたん ありかた てつかず のこさ
の 特 性 を 配 慮 し た 選 択 制 等 の 導 入、 利 用 者 負 担 の 在 り 方 な ど) ほ と ん ど 手 付 か ず の ま ま 残 さ
れ て い る。

しやかいみんしゅとう きほんごうい こつかくていげん まつたくじつげん しょうがいしやじりつ
社 会 民 主 党 ④ 基 本 合 意 と 骨 格 提 言 は 全 く 実 現 され て い な い。 障 害 者 自 立
しえんほう しょうがいしやそうごうしえんほう かいてい きほんごういぶんしよ こつかくていげん ないよう
支 援 法 は 障 害 者 総 合 支 援 法 に 改 定 さ れ ま し た が、 基 本 合 意 文 書 ・ 骨 格 提 言 の 内 容
はんえい いえませ かいごほけんゆうせんげんそく てつてい しんせつ じりつせいかつえんじよ
が き ち ん と 反 映 し て い る と は い え ま せ ん。 介 護 保 険 優 先 原 則 の 徹 底、 新 設 の 自 立 生 活 援 助
きゆうふさくげん ゆうどう ないよう もんだい
な ど、 給 付 削 減 の 誘 導 に つ な が り か ね な い 内 容 が あ り 問 題 で す。
とう かいとう ほりゆう
NHK 党 回 答 を 保 留 と さ せ て い た だ き ま す。

ぜんせだいがたしやかいはししょう
Q10. 全世代型社会保険システムについて

くに こうろうしょう ぜんせだいがたしやかいはししょう こうちく げんざい せいさく はしら
国(厚労省)は、全世代型社会保険システムの構築を現在の政策の柱としてい
ます。その背景には財源の効率化という問題も横たわっているように思われます。このことについて
きとう かんがえ いか せんたくし きたえ
貴党のお考えを以下の選択肢に○をつけてお答えください。(いくつでも)

ぜんせだいがたしやかいはししょう せだあいだ こえたささえあい もくてき すいしん
①「全世代型社会保険システム」は世代間を超えた支え合いを目的とするもので、推
進すべきである。

じんざい よさん かくほ じょう ここ たいおう じゅうなん しくみ
②人材や予算をしっかりと確保した上で、個々のニーズに対応できるよう、柔
軟な仕組みとする
べきである。

びょうしょう さくげん ふくめいりょう ふくし しゆくげん じつたい
③病床削減なども含め医療と福祉が縮減されているのが実態である。さらに
しょうがいしやせいさく かいごほけん とうごう ぎろん つづけ なか ざいせいこうりつかせいさく
障害者政策と介護保険の統合の議論もくすぶり続けている中、財政効率化政策の
てんかん はかる りょうしやめせん たつ ぶんや とくせい ひきつづきのばし
転換を図るべく、利用者目線に立ってそれぞれの分野の特性を引き続き伸ばしていくべきである。

げんざい
④現在のままでよい。

そのた またはじょうき きたえ りゅう かんたんに じいない おしえ
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単に(300字以内で)お教えてください。

じゅうみんしゅとう ぜんせだいがたしやかいはししょう せだあいだ こえたささえあい もくてき
自由民主党 ①「全世代型社会保険システム」は世代間を超えた支え合いを目的とする
もので、推進すべきである。 じんざい よさん かくほ じょう ここ たいおう
②人材や予算をしっかりと確保した上で、個々のニーズに対応できる
よう、柔軟な仕組みとするべきである。 じんせい ねんじだい とうらい たようか
人生100年時代の到来やライフスタイルの多様化といっ
へんか なか ねんきん いりょう かいご こそだて しやかいほししょうぜんばん かいかく すずめる
た変化の中で、年金、医療、介護、子育てといった社会保険全般にわたる改
げんえきせだい ふたんじょうしょう よくせい はかり すべて せだい あんしん ぜんせだいがた
とで、現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ、全ての世代が安心できる「全世代型
しやかいほししょう こうちく じゅうよう ひきつづき じぞくかのう しやかいほししょうせいど かくりつ
社会保険」を構築することが重要です。引き続き、持続可能な社会保険制度の確立を
はかる そうごうてき けんとう すずめ
図るため、総合的な検討を進めていきます。

りつけんみんしゅとう じんざい よさん かくほ じょう ここ たいおう
立憲民主党 ②人材や予算をしっかりと確保した上で、個々のニーズに対応できるよう、
じんざい よさん かくほ じょう ここ たいおう
柔軟な仕組みとするべきである。 日本は OECD 諸国で唯一、大人が全員働いている世帯
ともばたらきせたい おやせたい しよとくさいぶんばいご かくさ かくだい そうたいてき
(共働き世帯やひとり親世帯など)で所得再分配後にかえって格差が拡大(相対的
ひんこんりつ あつか ぜい しやかいほししょう さいぶんばいきのう ぎやくかいてん おおきなよういん
貧困率が悪化)し、税と社会保険の再分配機能が逆回転しています。その大きな要因
となっている社会保険料の逆進性を改善するなど、税と社会保険の仕組みを見直すべき
かんがえます そのさい しやかいほししょう ぜい いったいかいかく りねん ぜんせだいたいおうがたしやかい
と考えます。その際、「社会保険と税の一体改革」の理念である「全世代対応型社会
ほししょう てんかん じゅうし
保障への転換」を重視します。

こうめいとう ぜんせだいがたしやかいはししょう せだあいだ こえたささえあい もくてき
公明党 ①「全世代型社会保険システム」は世代間を超えた支え合いを目的とするもので、
すいしん じんざい よさん かくほ じょう ここ たいおう
推進すべきである。 ②人材や予算をしっかりと確保した上で、個々のニーズに対応できるよう、
じんざい よさん かくほ じょう ここ たいおう
柔軟な仕組みとするべきである。 人口減少・少子高齢化が急速に進む中、2022年か
ねん だんかい せだい さいいじょう こうきこうれいしや だれ あんしん くらす
ら25年にかけては団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、誰もが安心して暮らすこと
ぜんせだいがたしやかいはししょう こうちく きつせん かだい じつげん むけ けんこうじゅみよう
ができる全世代型社会保険の構築は喫緊の課題です。その実現に向けて、健康寿命
えんしん じゅうしょうかよぼう すいしん あんしん しつ たかいりようていきようたいせい こうちくとともに
の延伸や重症化予防の推進、安心で質の高い医療提供体制の構築と共に、

にんちしよう ひと ぞうか たいおう かいご とう じゅうじつとう だれ すみなれたちいき
認 知 症の人の増加にも対 応した介護サービス等の充 実等により、誰 もが住み慣れた地 域で
じぶん くらしつづける かんきよう せいび
自 分らしく暮らし続けることができる環 境を整 備します。

にほんいしん かい そのた せいふ よとう ぜんせだいがたしやかいほしよう ぎようぎようしいなまえ
日 本維 新の会 ●その他 政府・与 党の全 世代 型社 会保 障システムは仰 々 し い名 前だが、
じつさい しくみ げんじようい じ びしゅうせい しくみ じたい じだい あたらしい かいかく
実 際の仕組みは現 状維持で微 修 正。仕組み自 体を時 代にあった新 し いものに改 革していく
ひつよう
必 要がある。

にほんきようさんとう じんざい よさん かくほ じよう ここ たいおう
日 本共 産 党 ②人 材や予 算をしっかりと確 保した 上 で、個々のニーズに対 応できるよう、
じゅうなん しくみ ぜんせだいがたしやかいほしよう ぜんせだい きゅうふ じゅうじつ
柔 軟な仕組みとするべきである。全 世代 型社 会保 障システムとは、全 世代で給 付を充 実

させるものでなく、高 齢 者と現 役世 代の対 立をあおりながら全 世代に低 社 会保 障、負 担 増
きようか しさく にほん せだい かんけいなくひんこんたいさく よわく こうれいしや ゆうぐう
を強 化する施 策です。日 本は世 代に関係なく貧 困対 策が弱く、高 齢 者は優 遇されているど

ころか、65 歳 以 上の女 性の単 身世 帯は53 %が貧 困という状 況です。

ねんらい にほん じやくにくきようしよく しんじゅうしゅぎ ちんぎん あがら しやかいほしよう きよういく
40 年 来、日 本は弱 肉 強 食の新 自 由主 義のもとで、賃 金が上 がらず、社 会保 障や教 育

にお 金をかけない 国 になってしまいました。20 年 来続 いてきている 国 の社 会保 障予 算の自 然 増

さくげん ちゅうし しやかいほしようぶんや きようか かくじゅう しょうがいしや
削 減を中 止し、それぞれの社 会保 障分 野を強 化・拡 充できるようにします。障 害 者

しさく かいごほけん とうごう はんたい
施 策と介 護保 険の統 合には反 対です。

こくみん とう じんざい よさん かくほ じよう ここ たいおう じゅうなん
国 民民主 党 ②人 材や予 算をしっかりと確 保した 上 で、個々のニーズに対 応できるよう、柔 軟

な仕組みとするべきである。

しんせんぐみ じんざい よさん かくほ じよう ここ たいおう
れいわ新 選 組 ②人 材や予 算をしっかりと確 保した 上 で、個々のニーズに対 応できるよう、

じゅうなん しくみ びようしやさくげん ふくめいりよう ふくし しゅくげん
柔 軟な仕組みとするべきである。③ 病 床削 減なども含 め医 療と福 祉が縮 減されている

じつたい しょうがいしやせいさく かいごほけん とうごう ぎろん つづけ なか
のが実 態である。さらに障 害 者政 策と介 護保 険の統 合の議 論もくすぶり続 けている 中、

ざいせいこうりつかせいさく てんかん はかる りようしやめせん たつ ぶんや とくせい ひきつづき
財 政効 率 化政 策の転 換を図 るべく、利 用 者目 線に立ってそれぞれの分 野の特 性を引き続 きの

のばし ざいせいきき こうじつ ながらくしやかいほしようひ さくげん おこなわ
伸ばしていくべきである。財 政危機を口 実に長らく社 会保 障 費の削 減が行 われてきたが、

ざいむしやう ねん みとめ じこくうかだてこくさい はつこう くに はたん
財 務 省が2002 年 に認 めているように、「自 国通 貨建 国 債を發 行する 国 は破 綻しない」。もちろ

ん、高 所 得 層に應 分の負 担を求めることは同 時に行 うべきだが、赤 字国 債を發 行して

しやかいほしようぶんや あてる なんらもんだい かんがえる しやかいほしようひ いりようぶんや
社 会保 障分 野に当てることは何 ら問 題がないと考 える。社 会保 障 費、とりわけ医 療分 野

さくげん くに じちたい おこなつ へいがい こんかい わざわい によじつにあらわれ
の削 減を 国 と自治 体で行 った弊 害が、今 回のコロナ 禍 において如 実 に現 れている。

ぞくにいう のち げんべつ ろん ていきてき わきおこる きんしゅくざいせい かんがえかた もとづい
俗 に言う「命 の選 別」論 が定 期的に沸き起こるのも緊 縮財 政の考 え 方に基 づいており、

せつきよくざいせい てんかん ひつす かんがえる
積 極財 政への転 換は必 須と考 える。

しやかいみんしゅとう びようしやさくげん ふくめいりよう ふくし しゅくげん じつたい
社 会民 主 党 ③ 病 床削 減なども含 め医 療と福 祉が縮 減されているのが実 態であ

る。さらに障 害 者政 策と介 護保 険の統 合の議 論もくすぶり続 けている 中、財 政効 率 化

せいさく てんかん はかる りようしやめせん たつ ぶんや とくせい ひきつづきのばし
政 策の転 換を図 るべく、利 用 者目 線に立ってそれぞれの分 野の特 性を引き続 き伸ばしていくべき

である。政 府は全 世代 型と言 ながら、若 い世 代と高 齢 者を対 立構 造に置 き、昨 年の 国 会

さいいじよう いつていいじよう しょとくそう いりようひまどぐちふたん ばい ことし じゅうがつ
で 75 歳 以 上 (一 定以 上の所 得 層)の医 療 費窓 口負 担を 2 倍 にし (今 年 1 0 月 から

じつしよてい げんえきせだい ほけんりようけいげん ほうあん せいりつ いりよう ふくし
実 施予 定)、現 役世 代の保 険 料輕 減はわずか、という法 案を成 立させました。医 療、福 祉

ざいげんしゅくしょう さくげん しゅがん ばつぽんてき みなおし ひつよう
の財 源縮 小、サ ービス削 減が主 眼であり、抜 本 的な見直 しが必 要です。

NHK 党 ●その他 社 会保 障 費、社 会保 障給 付の増 加も一 因となって今 や国 民
負担率は48%までに増 額しています。更なる負担を国 民に強いるのではなく、NHK 党 では国 民
負担率軽減を目指して活 動しています。税 収が減ってどこかの予 算を削 る必 要があるときには、
不要な予 算から削 られます。社 会保 障 費の中 でも無駄な予 算は削 られるでしょうし、生きていくの
に必 要な社 会保 障 費は優 先 度が高 く残 ると考 えるのが自 然だとも考 えています。

Q11. 障 害 者権 利条 約の実 施について

障 害 者権 利条 約は障 害 者差 別解 消 法の制 定などわが国に良い影 響を
生み出しましたが、この条 約が目指すところと障 害 者の生 活の現 状とのギャップは依 然とし
て大きく、課 題が山 積しています。条 約の完 全な実 施に向けて重 要な取り組むべき以下の課 題
について、貴 党のお考 えをお教 えてください。

① 国 会と裁 判 所での条 約実 施の取り組みを開 始する。(200字以 内で)

自由民 主 党 現 在、国 会には障 害を有する議 員もおり、国 会においてもバリアフリー化等
条 約の理 念に基づいた取 組が始まっており、裁 判 所においても同 様の条 約実 施の取 組
がすでに行 われていると承 知しております。こうした動 きを一 層強 化することが重 要と
考えます。

立 憲民 主 党 実 施すべきと考えます。

公 明 党 国 会では、国 会を訪 れる全 体の障がい者 の円 滑な施 設利 用の観 点から、施 設面
のバリアフリー化を進 めています。また、参 議 院では、障がい者を有する議 員への対 応として、介 助 者
の帯 同や代 理投 票等 を認めるなど議 事運 営 面の措置を講 じ、国 会議 員としての活 動
時 間 帯は重 度障がい者 への福 祉サービスの費 用を参 議 院が当 面負担します。裁 判 所において
もバリアフリー化が図 られており、今 後も更 に整 備を進める予 定であると承 知しています。

日本維 新 の会 障 害 者基 本計 画の策 定及 び実 施がなされている。

日本共 産 党 障 害 者差 別解 消 法では「三 権分 立の自 律 性をまもるため」2つの機 関
を対 象外 としていますが、障 害 者雇 用では雇 用 率の対 象になっています。条 約を
全 面実 施するために、あらゆる機 関 で差 別のない対 応がなされるようにすべきです。

れいわ新 選 組 国 会 内(立 法 府)では衆 参に車 い す利 用、あるいは医 療 的ケアとコミュ
ニケーション支 援の必 要な議 員が誕 生し、建 物のバリアフリー化などのハード面 の整 備や国 会
質 疑における合 理 的配 慮などは進 んだが、障 害 者と健 常 者が分けられている現 状におい
ては、心 のバリアを取り除くためにフルインクルーシブな社 会の構 築が必 要だと考 える。また、
選 挙活 動や投 票における合 理 的配 慮、環 境整 備はまだ課題が多 い。取り調べや
裁 判 における司 法プロセスでは、知 的障 害、聴 覚障 害などコミュニケーション支 援が必 要

ひと ごうりてきはいりよ かだい とりくみ ひつよう
な人への合理的配慮に課題があり、取り組みが必要。

しやかいみんしゅとう じつし
社会民主党実施すべきです。

とう じようやく しゅたい げんそくてき しゅけんこつか こくない ほうりつ もとづい
NHK 党 条 約の主 体は原 則 的に主 権 国家であり、国 内においては法 律に基づいて
ぎようせい かつどう ちゅうし かんがえ
行 政がどのように活 動をしているのかを注 視すべきと考 えています。

しやかいせいかつきほんちようさ こくみんせいかつきそちようさ くわえ かくしゅきかんとうけい ちようさ けつか
② 社 会生 活基本調 査、国 民生 活基礎調 査に加え、各 種基 幹統 計や調 査の結 果を
かつよう せいかつじつたい けんり しょうがいしや ひしょうがいしや ひかく かのう しゅうしゅう
活 用し、生 活実 態や権 利について、障 害 者と非 障 害 者の比 較の可 能なデー ータを収 集
する。(200字以 内で)

じゅうみんしゅとう しょうがいしやとうけい じゅうじつ じゅうよう かんがえます げんざい せいふない とうけい
自 由民 主 党 障 害 者統 計の充 実 是重 要と考 えます。現 在、政 府 内 統 計の
じゅうじつにかんするとりくみ じつし むけさまさま ぎろん しょうち うごき
充 実に関する取 組の実 施に向け様 々な議 論 されてい 承 知 しています。こ うした動 きを
あとおし かんがえます
後 押 していき たいと考 えます。

りつけんみんしゅとう じつし かんがえます
立 憲民 主 党 実施すべきと考 えます。

こうめいとう ねん さくてい だい じしやうがいしやきほんけいかく かくぶんや きようつう
公 明 党 2018 年 に策 定 された「第 4 次障 害 者基 本計 画」において、各 分 野に共 通す
おうだんてきしてん ひとつ たしかなこんきよ もとづくせいさくりつあん じつげん むけ ひつよう
る横 断 的視 点の 一つとして、「確 かな根 拠に基 づく政 策立 案」の 実 現に向け、必 要なデー
しゅうしゅうおよびとうけい じゅうじつ はかる しやしきく こうちく
タ収 集 及 び統 計の充 実を 図 る と とも に、障 がい 者 施 策の P D C A サイクルを 構 築し、
ちやくじつ じつこう ねんど しき だい きこうてきとうけい せいびにかんする
着 実 に 実 行 する こと として います。2018 年 度 を 始 期 と する「第 Ⅲ 期 公 的 統 計 の 整 備 に 関 する
きほんてき けいかく しやとうけい じゅうじつ はかるむね もりこま
基 本 的 な 計 画」にお いて も、障 がい 者 統 計 の 充 実 を 図 る 旨 が 盛 り 込 ま れ て います。

にほんいしん かい れいわがんねんどうしょうがいしやとうけい じゅうじつ かかるちようさけんきゆうほうこくしよ
日 本 維 新 の 会 令 和 元 年 度 障 害 者 統 計 の 充 実 に 係 る 調 査 研 究 報 告 書 が ま と め
かんけいしやうちよう ぐたいてき けんとう おこなう ていげん
られ、関 係 省 庁 で 具 体 的 な 検 討 を 行 う こと を 提 言 して います。

にほんきようさんとう せいふじしん ねん こくれん ほうこく しょうがいとうじしや かんけいしや
日 本 共 産 党 政 府 自 身 が 2016 年 の 国 連 へ の 報 告 で、「よ り 障 害 当 事 者 ・ 関 係 者 の
ほう ふまえた しゅうしゅう もとめられ かんがえられる じかいほうこくていしゅつ
方 の ニーズ を 踏 ま えた デー ータ 収 集 が 求 め ら れ て い る と 考 え ら れ る の で、次 回 報 告 提 出 ま での
あいだ かいぜん つとめたい きさい しょうがいしや じつたい きめこまかに よさん
間 に 改 善 に 努 め たい」と 記 載 して います。障 害 者 の 実 態 を きめ 細 か に つか め る よう、予 算 を
かくじゅう しょうがいべつ ねんれいべつ ちいきべつ ぶんるい かのう とうけい
拡 充 し て、ジェンダー・障 害 別 ・ 年 齢 別 ・ 地 域 別 な ど に 分 類 可 能 な 統 計、デー ータ
しゅうしゅう
収 集 に と り く む べ き で す。

しんせんぐみ とうけい しさく りつあん じつし きそ たいへんじゅうよう かんがえる しょうがいしや
れいわ新 選 組 統 計 は 施 策 の 立 案 ・ 実 施 の 基 礎 で あ り、大 変 重 要 だ と 考 え る。障 害 者
ひしょうがいしや ひかく せいべつ ふくごうさべつ だんじよべつ とうけい ひつよう
と 非 障 害 者 の 比 較 だ け で な く、性 別 に よ る 複 合 差 別 も あ る の で、男 女 別 の 統 計 も 必 要 と
かんがえる
考 え る。

しやかいみんしゅとう じつし
社 会民 主 党 実施すべきです。

とう じようやく しゅたい げんそくてき しゅけんこつか こくない ほうりつ もとづい
NHK 党 条 約の主 体は原 則 的に主 権 国家であり、国 内においては法 律に基づいて
ぎようせい かつどう ちゅうし かんがえ
行 政がどのように活 動をしているのかを注 視すべきと考 えています。

③ 国 民一 般及 び障 害 者とかかわる職 員に対して、条 約とその理 念に関する研 修・
意 識向 上活 動を強 化する。
(200字以 内で)

自 由民 主 党 条 約とその理 念に関する研 修・意 識向 上活 動の強 化は大 変
重 要と考 え ます。
立 憲民 主 党 実 施すべきと考 え ます。
公 明 党 障がいの有無にとらわれることなく、支 え合いながら社 会で共 に暮らしていくことが日 常
となるように、国 民の理 解促 進に努 め、広 報啓 発を推 進していくことが重 要です。様 々
な心 身の特 性や考 え 方を持つ全 ての人 々が、相 互に理 解を深めようとコミュニケーションをと
り支 えあう「心 のバリアフリー」を社 会全 体で推 進し、「心 のバリアフリー」への理 解を
深めるとりくみ すめます
深める取り組みを進めます。
日 本維 新の会 障 害 者基 本法第 7 条 に国 民の理 解を深める必 要な施 策を講 じるとあ
る。

日 本共 産 党 障 害 者権 利条 約について、「知らない」人が 77.9%（「障 害 者権 利
条 約の周 知 度」内 閣 府 2017年 度」という結 果でした。圧 倒 的に知られていない権 利条 約
を多 くの国 民に浸 透させていき、障 害 者とかかわる職 員の意 識を権 利条 約の水 準
に引き上げていくことが重 要です。

れいわ新 選 組 行 政職 員への研 修は、単 に条 約の知 識の伝 達だけでなく、条 約
の理 念や背 景（障 害 者への特 別な権 利ではなく、市 民としてすでにある当たり前前の権 利を
享 受するために闘 ってきた歴 史の集 大 成であること）を考 える機 会とすべく、障 害
当 事 者参 画の下、行 われるべき。
社 会民 主 党 実 施すべきです。

NHK 党 条 約の主 体は原 則 的に主 権国 家であり、国 内においては法 律に基づいて
行 政がどのように活 動をしているのかを注 視すべきと考 えています。

④ 障 害 者政 策委 員 会に、明 確にこの条 約の監 視の機 能を持たせる。(200字以 内で)

自 由民 主 党 障 害 者政 策委 員 会は、障 害 者基 本法第 32 条 に基づき内 閣 府に
設 置された法 定審 議 会であり、その任 務として、障 害 者基 本計 画の実 施状 況の監 視を

通じて条約の実施状況を確認することとされていると認識しております。また、本年8月
に予定されている障害者権利委員会による我が国の政府報告審査に向けて、障害者
政策委員会において、条約の実施状況に係る国内の取組の進捗や課題について
見解を取りまとめ、障害者権利委員会に提出されたものと承知しております。

立憲民主党実施すべきと考えます。

公明党障害者政策委員会は、障害者基本法に基づき、障害者基本計画の
実施状況を確認し、必要があれば内閣総理大臣や関係各大臣に勧告を行うこと

のできる重要な機関です。障害者政策委員会の円滑かつ適切な運営のため、事務局
機能の充実などを図っていくべきと考えます。

日本維新の会障害者基本法32条で政策委員会に条約の国内実施状況の
監視機能を持たせている。

日本共産党障害者政策委員会が独自の人事権、予算、事務局体制を持っており

ず政府から独立した機関とは言えない現状です。障害者政策委員会が実効性ある「モ
ニタリング機関」として機能するよう、多様な障害のある委員での構成や、女性委員の割合
を増やし、予算をつけて体制を整えます。

れいわ新選組監視機能をもたせることには賛成ではあるが、現在、その監視にあたるのは政府
が任命した委員となっており、独立性が担保されていない。将来的には「政府から独立した
当事者を交えた第三者委員会」が監視する、としたい。

社会民主党実施すべきです。

NHK党条約の主体は原則的に主権国家であり、国内においては法律に基づいて
行政がどのように活動をしているのかを注視すべきと考えています。

⑤ 条約の実施とその監視が、都道府県・市区町村の義務であることを明確にする。(200字以内
で)

自由民主党都道府県及び市区町村においては、国の策定する障害者基本計画を基本
とするとともに、当該自治体における障害者の状況等を踏まえ障害者計画を策定
することとされております。また、障害者基本法に基づき各都道府県・市区町村に設置される
審議会その他の合議制の機関において、各自治体における障害者に関する施策の総合的かつ
計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視する
ものと認識しております。

立憲民主党実施すべきと考えます。

こうめいとう しやうがいしやきほんほう ちほうこうきようだんたい しや じりつおよびしやかいさんか
公明党障害者基本法は、地方公共団体について、障がい者の自立及び社会参加
の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することや、障害者基本
計画を策定しなければならないことを定めています。また、都道府県・市町村は審議会その他の
合議制の機関を置くことができ、この合議制の機関が施策の実施状況を監視することを定めて
います。

にほんいしん かい しやうがいしやきほんほう かくこうもく くにおよびちほうこうきようだんたい かくしさく おこなう
日本維新の会障害者基本法の各項目で国及び地方公共団体が各施策を行う
よう明記されている。

にほんきようさんとう ちほうじちたい かずおおく しやかい じつし しゅたい じようやく すいじゆん
日本共産党地方自治体は数多くの社会サービスの実施主体であり、条約の水
準からみて施策が実施されているかどうか、監視が必要です。国が予算を手厚く地方自治体に配
分し、
ゆたかな実践を保障すべきです。

しんせんぐみ さんせい しやうがいしやきほんほう もとづくとうふけん しくちようそん
れいわ新選組賛成。そのためにも、障害者基本法に基づく都道府県・市区町村の
合議体に監視機能を持たせるなど強化すべきと考える。

しやかいみんしゅとう じつし
社会民主党実施すべきです。

とう じようやく しゅたい げんそくてき しゅけんこつか こくない ほうりつ もとづい
NHK条約の主体は原則的に主権国家であり、国内においては法律に基づいて
行政がどのように活動をしているのかを注視すべきと考えています。

しやうがいしや かかわるせいさく けいかく さくてい じつし かんし しやうがいしや だいひよう だんたい
⑥ 障害者に関わる政策・計画の策定・実施と監視への、障害者を代表する団
体の参加を強める。(200字以内で)

じゆうみんしゅとう せいふ さまざま いいんかい いけんちようしゅ ば しやうがい ほう
自由民主党政府における様々な委員会や意見聴取の場では、障害のある方あるいはそ
の家族等による団体の参加があると承知しています。様々な障害のある方の声が漏れないよ
う、皆様の声に真剣に耳を傾けて、政府の取組を後押ししていく所存です。

りつけんみんしゅとう じつし かんがえます
立憲民主党実施すべきと考えます。

こうめいとう わたし わたし ぬき きめない かんがえかた か すいしん
公明党「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、「インクルージョン」を推
進する観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決
定にもとづき社会に参加する主体として捉え、障がい者施策の検討・評価に当たっては、障がい者
が意思決定過程に参画し、障がい者の視点を施策に反映させていくべきと考えます。

にほんいしん かい しやうがいしやきほんほう じよう こう せいさくいいんかい いいん しやうがいしや
日本維新の会障害者基本法33条2項の政策委員会の委員には「障害者、
障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者」が明記されている。

にほんきようさんとう しやうがいしやせいさくいいんかい はばひろいしやうがいしやだんたい いけん
日本共産党障害者政策委員会は幅広い障害者団体からヒアリングや意見
交換の機会をもうけるとともに、団体の活動の独立性を保障しながら財政上の支援を
行うべきです。「私たち抜きに私たちのことを決めないで」を、いつでもどこでも実践します。

れいわ新選組賛成。障害者の代表する団体の参加については、NPO 法人など限られた障害者団体が協議会や検討会に参加することが多く、その他の障害者の実態が議論の場で聴取されない現状がある。障害の特性はそれぞれ異なることから、障害者団体を特定することなく、すべての障害者団体に募集を行い、参加する機会を保障する仕組みを作るべきである。そうすることによって、あらゆる障害者の現状に対応した政策・計画の策定・実施が実現されると考える。

社会民主党実施すべきです。

NHK 党条約の主体は原則的に主権国家であり、国内においては法律に基づいて行政がどのように活動をしているのかを注視すべきと考えています。

国民民主党 ①～⑥の総論として「障害者の権利に関する条約」の批准のための一連の障がい者制度改革の成果を踏まえながら、2014 年に批准した同条約を誠実に履行するため、条約の規定に基づいて、住み慣れた地域で、誰もが居場所と出番がある社会を実現します。

⑦ その他の課題がありましたら、具体的にお教えください。(200字以内で)

立憲民主党 「障害者の権利に関する条約」の批准のための一連の障がい者制度改革の成果を踏まえながら、2014 年に批准した同条約を誠実に履行するため、条約の規定に基づいて、住み慣れた地域で、誰もが居場所と出番がある社会を実現します。

れいわ新選組 現在、障害者権利条約の選択議定書を批准しておらず、個人通報制度が利用できないため、国や裁判所からの人権侵害の救済を求めるような制度がほとんどない状況である。そのため、選択議定書を批准し、障害当事者が人権侵害を国連の障害者権利委員会へ訴えることができる個人通報制度の導入が急務である。

社会民主党 「障がい者制度改革推進本部」と「障がい者制度改革推進会議」(障害当事者と家族が構成員の半数以上)が設置されていた当時、大きな前進がありました。2011 年から 2013 年頃にかけて障害者に関する新法、改正法が成立し、2014 年 1 月に、日本は障害者権利条約を批准しました。法制度の実効性を高めるために、①から⑥でお示しいただいた課題を実現していくことが重要だと考えます。

NHK 党条約の主体は原則的に主権国家であり、国内においては法律に基づいて行政がどのように活動をしているのかを注視すべきと考えています。

しょうがいしや せいさくりつあんけつていだんかい さんかく しょうがい とうじしや
Q12-1 障害者の政策立案決定段階の参画について(障害のある当事者)
しょうがいしやせいさくいいんかい しょうがい かかわるくに じちたい かくしゅしんぎかい しょうがい
障害者政策委員会をはじめ障害に関わる国や自治体の各種審議会などに障害
とうじしや かぞく さんかくか じゅうよう かだい こと きとう かんがえ
当事者やその家族の参画加が重要な課題となっています。この事について貴党のお考えに
もつともちかいいか せんたくし こたえ
最も近い以下の選択肢に○をつけてお答えください。(1つ)

しょうがい かかわるかくしゅしんぎかい しょうがいとうじしや ぜんたい ぶんの いじょうさんかく
① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上参画させるべきで
ある。

しょうがい かかわるかくしゅしんぎかい しょうがいとうじしや ぜんたい ぶんの いじょうさんかく
② 障害に関わる各種審議会に、障害当事者をおおよそ全体の3分の1以上参画させ
るべきである。

しょうがい かかわるかくしゅしんぎかい しんぎ さい しょうがいとうじしや いけんちようしゅ おこなう
③ 障害に関わる各種審議会では審議する際は、障害当事者から意見聴取を行 うべき
である。

しょうがい かかわるくに しんぎかい しょうがいとうじしや おおくさんかく じちたい
④ 障害に関わる国の審議会では、障害当事者を多く参画させるべきであるが、自治体レベルで
いけんちようしゅ おこなえ
は意見聴取を行えばよい。

そのた またはじょうき こたえ りゅう かんたんに じいない おしえ
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単に(300字以内で)お答えください。

じゅうみんしゅとう そのた ねん さくてい だい じしやうがいしやきほんけいかく かくぶんや
自由民主党 ●その他 2018年に策定した第4次障害者基本計画において、各分野に
きょうつう おうだんてきてん ひとつ しょうがいしや せいさくけつていかてい さんかく そくしん
共通する横断的視点の一つとして、障害者への政策決定過程への参画を促進する
かんでん しょうがいしやしさく しんぎ くに しんぎかいとう しょうがいしや いいん
観点から、障害者施策を審議する国の審議会等における障害者の委員については、
しょうがいしゅべつおよびせいべつ はいりよ せんにな おこなう
障害種別及び性別にも配慮して選任を行うこととしております。

りつけんみんしゅとう そのた せいしん ちてき しんたい とうじしや かぞく せいさく
立憲民主党 ●その他 精神障がい、知的障がい、身体障がいの当事者やその家族の政策
けつていかてい さんかく じつげん ぎろん しやせいさく すずめる かんがえま
決定過程への参画を実現し、ともに議論しながら障がい者政策を進めるべきと考えます。

こうめいとう そのた しょうがいしやけんりじようやく きてい しや いけんはんえい かいせい
公明党 ●その他 障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、改正
しょうがいしやきほんほう くにおよびちほうこうきようだんたい しょうがいしや じりつおよびしやかいさんか しえんとう
障害者基本法は「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等

のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重
するよう努めなければならない」と定めています。同法の規定を確かなものとするべく、数値目標等

ふくめ しや かたがた いけん はんえい ほうほう けんとう ひつよう かんがえま
を含め、障がい者の方々の意見がより反映される方法の検討が必要と考えます。

にほんいしん かい しょうがいしや さんか いけんちようしゅ おこなう
日本維新の会 障害者を参加させるべきだし、意見聴取も行 うべき。

にほんきようさんとう しょうがい かかわるかくしゅしんぎかい しょうがいとうじしや ぜんたい ぶんの
日本共産党 ① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1
以上参画させるべきである。「障がい者制度改革」によって、障害当事者が多数参加し

しんぎ あたりまえ ながれ さいきん とうじしやさんか よわめ
て審議をすすめることは、当たり前だという流れができたにもかかわらず、最近では当事者参加を弱め
ていることに修正が必要で。あらゆる機能障 害に 対応できるよう、障 害当事者を

かはんすう ようきゅう ねがい とうぜん
過半数にして、要求や願いにこたえることは当然です。

こくみん とう そのた しょうがいしやせいさく すいしん とうじしや ふまえる
国民民主党 ●その他 障害者政策の推進にあたっては、当事者のニーズにを踏まえるため
に、当事者やそれを支える方々とともに議論をしながら進める必要があるため、障がいに関わる

かくしゅしんぎかい とうじしや かぞく おおく さんか
各 種審議会に、障がい当事者やその家族をより多く参加させるべきです。

しんせんぐみ しょうがい かかわるかくしゅしんぎかい しょうがいうじしや ぜんたい ぶんの いじよう
れいわ新選組 ① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1以上
さんかく
参画させるべきである。「私たちにすることは私たちが抜きにもきめる げんそくどおり
しょうがいしゅべつ かたより とうじしや しんぎかいとう かはんすう しめる かんがえる
障害種別に偏りなく当事者が審議会等の過半数を占めるべきと考える。そのためにも、
ちほう しょうがいしや けんり かつどう とうじしや しょうがいしゅべつ かたより ふやし
地方で障害者の権利のために活動できる当事者を障害種別の偏りなく増やしていくこ
と、エンパワメント活動が必須。

しやかいみんしゅとう しょうがい かかわるかくしゅしんぎかい しょうがいうじしや ぜんたい ぶんの
社 会民主 党 ① 障害に関わる各種審議会に、障害当事者を全体の2分の1
いじようさんかく しょうがいしやけんりじようやく わたし わたし ぬき きめない
以上参画させるべきである。障害者権利条約の「私たちのことを私たちが抜きで決めない
で (Nothing About us without us)」の考え方を実行に移すため。

とう しょうがい かかわるかくしゅしんぎかい しんぎ さい しょうがいうじしや いけんちようしゅ
NHK 党 ③ 障害に関わる各種審議会では、障害当事者から意見聴取を
おこなう せいさくりつあんけつていだんかい しょうがいうじしや いけんちようしゅ おこなう
行 うべきである。政策立案決定段階において障害当事者から意見聴取を行 うこ
のぞましい かんがえます
とが望ましいと考えます。

しょうがいしや せいさくりつあんけつていだんかい さんかく しょうがい とうじしや かぞく
Q12-2 障害者の政策立案決定段階の参画について(障害のある当事者の家族)
ぜんこう どうように せんたく
前 項の12-1と同様に、1つ選択してください。

しょうがい かかわるかくしゅしんぎかい しょうがいしや かぞく ぜんたい ぶんの いじようさんかく
① 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族を全体の2分の1以上参画させるべき
である。

しょうがい かかわるかくしゅしんぎかい しょうがいしや かぞく ぜんたい ぶんの いじようさんかく
② 障害に関わる各種審議会に、障害者の家族をおおよそ全体の3分の1以上参画さ
せるべきである。

しょうがい かかわるかくしゅしんぎかい しんぎ さい しょうがいしや かぞく いけんちようしゅ おこなう
③ 障害に関わる各種審議会では、障害者の家族から意見聴取を行 うべ
きである。

しょうがい かかわるくに しんぎかい しょうがいしや かぞく おおくさんかく じちたい
④ 障害に関わる国の審議会では、障害者の家族を多く参画させるべきであるが、自治体レベル
は意見聴取を行 えばよい。

そのた またはじようき こたえ りゆう かんたんに じいない おしえ
●その他、又は上記のお答えの理由について簡単に(300字以内で)お教えてください。

じゅうみんしゅとう そのた ねん さくてい だい じしやうがいしやきほんけいかく かくぶんや
自由民主 党 ●その他 2018 年に策定した第4次障害者基本計画において、各分野に
きようつう おうだんてきしてん ひとつ たしかなこんきよ もとづくせいさくりつあん じつげん むけ
共通する横断的視点の一つとして、「確かな根拠に基づく政策立案」の実現に向け、
しょうがいしやしきく こうちく ちやくじつ じつこう かくふしやう
障害者施策のPDCAサイクルを構築し着実に実行することとしており、各府省は、
しょうがいしや かぞくをはじめとするかんけいしや いけん きき どうけいかく もとづくとりくみ けいかくてき
障害者やその家族を始めとする関係者の意見を聴きつつ、同計画に基づく取組の計画的
な実施に努めることとされております。

りつけんみんしゅとう そのた せいしん ちてき しんたい とうじしや かぞく せいさく
立憲民主 党 ●その他 精神障がい、知的障がい、身体障がいの当事者やその家族の政策
けつていかてい さんかく じつげん ぎろん しやせいさく すずめる かんがえます
決定過程への参画を実行し、ともに議論しながら障がい者政策を進めるべきと考えます。

こうめいとう ●その他 しょうがいしやけんりじようやく きてい しや いけんはんえい かいせい
公明党 ●その他 障害者権利条 約に規定される障がい者の意見反映のために、改正
しょうがいしやきほんほう くにおよびちほうこうきようだんたい しょうがいしや じりつおよびしやかいさんか しえんとう
障害者基本法は「国及び地方公 共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等
のたのめ 施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重
するよう努めなければならない」と定めています。同 法の規定を確かなものとするべく、数値目 標等
を含め、障がい者の方 々の意見がより反 映される方 法の検討が必 要と考えます。
にほんいしん かい しょうがい かかわるかくしゆしんぎかい しんぎ さい しょうがいしや かぞく いけん
日本維新の会 ③障 害に関わる各 種審議会で審議する際は、障 害者の家族から意見
聴 取を行 うべきである。 障 害者の家族を参加させるべきだし、意見聴 取も行 うべき。
にほんきようさんとう しょうがい かかわるかくしゆしんぎかい しょうがいしや かぞく ぜんたい ぶんの
日本共 産 党 ②障 害に関わる各 種審議会に、障 害者の家族をおおよそ全 体の3分 の
1以 上参 画させるべきである。 障 害のある人 の家族は、だれにも相 談できず家族だけで
抱え込んでしまい、悲 惨な事 件が起きることも少なくありません。家族の自己責 任におおらせず、
しやかいぜんたい ささえあうしやかいてき だつきやく かぞく こえ しさく はんえい
社 会全 体で支 え合う社 会的ケアへ脱 却していくために、家族の声 をよくきいて施策に反 映
させるために、障 害のある人 の家族の参 加を保 障すべきです。
こくみん とう しょうがいしやせいさく すいしん とうじしや ふまえる とうじしや
国 民民主 党 障 害者政 策の推 進にあたっては、当 事者のニーズにを踏まえるために、当 事者
やそれを支 える方 々とともに議 論をしながら進める必 要があるため、障がいに関わる各 種審議 会
に、障がい当 事者やその家 族をより多 く参 加させるべきです。
しんせんぐみ ●その他 かぞく しょうがいうじしや ちてき せいしんしょうがいしや だいべんしや
れいわ新 選 組 ●その他 家族は障 害当 事者（とりわけ知的・精 神障 害者）の代 弁 者
として活 動してきたが、親 亡き後を心 配しての施 設入 所や、精 神科病 院への医 療保 護
にゆういん そちにゆういん ほんにん いし いえないだいこうけつてい かぞく たちば さんか
入 院・措置入 院など、本 人の意思とは言えない代 行決 定もある。家 族の立 場からの参 加は、
ぎいん かず おおいくに さいしようにんずう さんか かくしょうがいわく めい じちたい
審議 員の数が多い国 レベルでは最 少人 数の参 加とし、各 障 害枠 1名 くらいの自治体レベ
ルでは当 事者参 画を基 本とし、家 族からは意見聴 取で良い。
しやかいみんしゆとう しょうがい かかわるかくしゆしんぎかい しょうがいしや かぞく ぜんたい ぶんの
社 会民 主 党 ②障 害に関わる各 種審議 会に、障 害者の家 族をおおよそ全 体の3分 の
1以 上参 画させるべきである。 家 族介 護から社 会的な介 護へ脱 却していくことが大 きな
かだい かぞく さんかく ひつよう
課 題です。そのためにも、家 族の参 画が必 要です。
とう しょうがい かかわるかくしゆしんぎかい しんぎ さい しょうがいしや かぞく いけんちようしゆ
NHK 党 ③障 害に関わる各 種審議 会で審議する 際は、障 害者の家 族から意見聴 取
を行 うべきである。 政 策立 案決 定段 階において障 害の家 族から意見聴 取を行 うこ
とが望ましいと考 えます。

ぜんたいよさん しめるしょうがいしやよさん わりあい ざいげん
Q13. 全 体予 算に占める障 害者予 算の割 合と財 源について
しょうがいしやにかんするこうてきししゆつ こくないそうせいさん にたいするひりつ こくさいひかく かめいこく
障 害者に関する公 的支 出が国 内総 生 産(GDP)に対する比 率の国 際比 較で、OECD加 盟 国
にほん げんぶつきゆうふ へいきん きんせんきゆうふ ふくむぜんたい
で日 本は、現 物給 付(サービ ス)についてはほぼ平 均であるものの、金 銭給 付を含 む全 体で
いぜん へいきん やくはんぶん けいざいせんしんこく しょうがいしやにかんするよさん
は依 然として平 均の約 半 分となっており、経 済先 進 国にふさわしい障 害者に関する予 算
ひきあげ かだい にんしき いつぼう しょうがいしやよさん ふくめたしやかいほしろうひ
を引き上げていくことが課 題であると認 識しています。一 方、障 害者予 算を含めた社 会保 障 費

ぞうか ざいせい けんぜんせい きようい ろんちよう きとう
の増 加は「財 政の健 全 性にとって脅 威」などの論 調もあります。このことについて貴 党のお
かんがえ もつともちかいい か せんたくし こたえ
考 えに最 も近 い以下の選 択 肢に○をつけてお答 えください。(1つ)
さつきゆう じようい いいない よさん ひきあげ
① 早 急に上 位10位以 内になるよう予 算を引き上げていくべきである。
じかん じようい いいない よさん ひきあげ
② 時 間をかけながら上 位10位以 内になるよう予 算を引き上げていくべきである。
じようい いいない
③ 上 位10位以 内にこだわらなくてよい。
じようい いいない よさん じゆうてんか こうりつか
④ 上 位10位以 内にこだわらず、さらに予 算の重 点 化・効 率 化をめざす。
そのた またはじようき こたえ りゆう かんたんに じいない おしえ
●その他、又 は上 記のお答 えの理 由について簡 単 に(300字以 内で) お教 えください。

じゆうみんしゅとう そのた わがくに しょうがいふくしかんけいよさん りようしや ぞうか たいおう まいとし
自 由民 主 党 ●その他 わが国の障 害福 祉関 係予 算は、利 用 者の増 加に対 応して毎 年
ちやくじつ ぞうか せいど じぞくかのうせい りゆうい ひきつづきてきせつ よさん かくほ はかつ
着 実に増 加しており、制 度の持 続可 能 性にも留 意しつつ、引き続き適 切な予 算の確 保を図 っ
ていきます。

りつけんみんしゅとう さつきゆう じようい いいない よさん ひきあげ ひとりひとり
立 憲民 主 党 ①早 急に上 位10位以 内になるよう予 算を引き上げていくべきである。一人ひとり
こじん そんちよう たよう かけかん いきかた みとめ たがいにささえあい ひと いばしよ
が個 人として尊 重され、多 様な価 値観や生 活方 式を認 め、互いに支 え合いつつ、すべての 人 に居場所
でばん きようせいしやかい じつげん ひつよう よさん かくほ
と出 番ある共 生社 会を实 現するため、必 要な予 算を確 保します。

こうめいとう じかん じようい いいない よさん ひきあげ にほん
公 明 党 ② 時 間をかけながら上 位10位以 内になるよう予 算を引き上げていくべきである。日 本が
しょうがいしやけんりじようやく じよめい ねんとうじ えんだつ しょうがいふくし かんけい
障 害 者権 利条 約に署 名した2007 年 当 時5,380億 円 だっ った障 害福 祉サ ービス関 係
よさんがく こんねんど えん ねんあいだ やく ばい ぞうか
予 算 額 は、今 年 度1兆8,478億 円 とな り、15 年 間 で約 3.4 倍 に増 加しました。また、ハローワー
とう しゃ しゅうろうしえん しやかいさんかしえん じゆうじつ ちいき かつやく かんきよう
ク 等 における障 がい 者の就 労支 援や社 会参 加支 援の充 実、地 域で活 躍できる環 境
せいびとう すいしん はたらく しや さくねんろくがつじてん ひと こえ ねんれんぞく かく
整 備 等 を推 進し、働 く障 がい 者は昨 年6 月 時 点で59万7千 人 を超 え、18 年 連 続で過去
さいた こうしん こんご ちやくじつ よさん ひきあげ しさく すいしん
最 多を更 新していま す。今 後 も着 実に予 算を引き上げ、施 策を推 進していま す。

にほんいしん かい じようい いいない よさん じゆうてんか こうりつか
日 本維 新の 会 ④ 上 位10位以 内にこだわらず、さらに予 算の重 点 化・効 率 化をめざす。

しょうがいしや わりあい くに おおきくことなる じゆんい ごうりせい
障 害 者の割 合は国 により大 きく異なるので順 位へのこだわ りに合 理 性はない。

にほんきようさんとう さつきゆう じようい いいない よさん ひきあげ しょうがい
日 本共 産 党 ① 早 急に上 位10位以 内になるよう予 算を引き上げていくべきである。障 害
かんけいよさん まいとしじよじよにふえ よさんぜんたい しょうがいしやしさく
関 係予 算は毎 年徐 々 に増 えているとい っても、予 算全 体からみればわ ずかです。障 害 者施 策
たいしろう おきざり しょうがい ひとびと たいしろう みなおし
の対 象から置 け去 りにさ れてい る障 害 のある 人々 をすべ て対 象 になる ように見 直し、
けいざいりよく よさん きりかえます
経 済 力 にふさわしいそれ にふさわしい予 算に切 り替 えます。

ねんらい にほん じやくにくきようしよく しんじゆうしゆぎ ちんぎん あがら しやかいほしろう きよういく
40年 来、日 本は弱 肉 強 食の新 自 由主 義の もとで、賃 金が上 がらず、社 会保 障や教 育
おかね くに しんじゆうしゆぎ おわら つめたく けいざい
にお 金 をかけない 国 になっ てしま いました。新 自 由主 義を 終わ らせて、「冷 たくも ろい経 済」から「や
つよいけいざい だいてんかん ひつよう だいきぎよう ないぶりゆうほ てきせい かぜい
さしく強 い経 済」に大 転 換 させることが 必 要 です。大 企 業 の内 部留 保に適 正 に課 税 し、
いきすぎただいきぎようげんぜい ふこうせい ふこうへい ただす ふゆうそう おうぶん ふたん もとめる
行 き過 ぎた大 企 業 減 税 の不 公 正・不 公 平を正 すと とも に、富 裕 層 にも応 分の負 担を求 める
ぜいせいはいかく しやかいほしろうざいげん かくほ
税 制改 革をおこな っ 社 会保 障財 源を確 保しま す。

こくみん とう そのた しょうがいふくしじぎようしや しよぐうかいぜん おこなうよさん しや
国 民民主 党 ●その他 障 害福 祉事 業 者の処 遇改 善を行 う予 算など、障 がい 者
ぎようせい かかるよさんかくほ どりよく
行 政 に係 る予 算確 保に努 力すべ きます。

しんせんぐみ そのた しよこく いいない じゆうよう とうじしや
れいわ新 選 組 ●その他 OECD 諸 国 のうち 10 位以 内であるかどう かは重 要 ではなく、当 事 者が

必 要とするような予 算をしっかりと付けていく 事 が必 要と考 え る。もちろん、障 害 者予 算を
ふくめた社 会保 障 費の増 加は「財 政の健 全 性にとって脅 威」などの論 調には我が 党 は
まったくさんどう
全 く賛 同できない。

社 会民 主 党 ① 早 急に上 位 10 位以 内になるよう予 算を引き上げていくべきである。予 算
ぜんたい みる しょうがいしやにかんするよさん けつしておおい
全 体で見ると障 害 者に関する予 算は決して多 いとはいえません。OECD 加 盟の先 進諸 国と
どうとう わりあい ひきあげる しゃかいほしやうひ かくほ あんしん あんぜん せいかつ
同 等の割 合に引き上げるべきです。社 会保 障 費の確 保は、だれもが安 心・安 全に生 活する
ための基 盤だと考 え ます。

NHK 党 ②時 間をかけながら上 位10位以 内になるよう予 算を引き上げていくべきである。 まずは 国
けいざいりよく つよく まもる ひと まもる できなく かんがえ
の経 済 力が強 くならなければ守 るべき 人も守 ることが出来なくなると考 えています。

Q14. 貴 党の障 害 者政 策の特 徴について

貴 党の障 害 者政 策で、参 議 院議 員選 挙にあたり最 も訴 えたいことは何 でしょうか。自 由
にお書きください。また、冊 子やホームページなどで公 表されている障 害 者政 策をお知らせく
さい。

自 由民 主 党 障 害 者基 本法第 1 条に掲げられているとおり、「全 ての国 民が、障 害の
有無にかかわらず、等しく基 本 的人 権を享有するかけがえのない個 人として尊 重されるものである
との理 念にのっとり、全 ての国 民が、障 害の有無によって分け隔てられることなく、相 互に人 格と
個性を尊 重し合いながら共 生する社 会を实 現すること」が何よりも重 要であると思 えて
おり、あらゆる障 害 者施 策について、この基 本 的考 え 方に基づいて企 画立 案・実 施してまい
ります。

立 憲民 主 党 あらゆる差 別の解 消を目指し、「包 括 的差 別禁 止 法」の制 定を検 討しま
す。「障 害 者の権 利に関する条 約」を誠 実に履 行し、住み慣れた地 域で、誰 もが居場所と出 番
がある社 会を实 現します。

公 明 党 共 生社 会の実 現のために、改 正障 害 者差 別解 消 法の円 滑な施 行に
とりくみ、障がい者施 策を見直しつつ、必 要に応 じて、障 害 者基 本法、障 害 者虐 待
防 止 法等の改 正を行 い ます。また、障がい者雇 用や通 勤に対する支 援、安 心して生きがいを持っ
て暮らせる地 域支 援体 制の強 化、ハード・ソフト両 面にわたるバリアフリー化、障がい者 の
情 報アクセス機 会の確 保、障がいのある子どもへの早 期かつ適 切な支 援・療育、障がい者 スポーツ
・芸 術の振 興など、きめ細 かい支 援を推 進します。公 明 党のホームページ

(<https://www.komei.or.jp>)において、障がい者政 策を含め、参 院 選政 策集 を掲 載していま
す。

日 本維 新の 会 ・「チャレンジのためのセーフティネット」構 築に向けて、給 付付き税 額控 除また

はベーシックインカムを基軸とした再分配の最適化・統合化を本格的に検討し、年金や生活保護等を含めた社会保障全体の改革を推進する。障害のある人の所得保障にもつながる施策である。・分身ロボットなどのテクノロジー開発や、超短時間雇用の導入等の規制緩和を通じ、身体・知的・精神の障害種別にとられない障害者雇用率の向上を推進する。・障害者福祉についても、雇用契約を前提とする障害者雇用率制度（法定雇用率）に加え、フリーランスや就労継続支援事業所等への発注額を評価する仕組みを導入する等により、多様な働き方を促進する。・ポストコロナ時代における働き方に鑑み、健常者のみならず障害者就労についても通所だけでなくテレワーク（在宅就労）で行えるよう、就労系福祉サービスを活用できる制度とICT環境を整備する。・長時間の介助を受けられる「重度訪問介護」のサービスについては、経済活動中にも利用可能にする等、重度障害者が活躍できる環境を整備する。・障害者の社会参加に必要な情報アクセスやコミュニケーション手段の保障、デジタル・ディバイド（情報格差）解消のため、行政サービスを中核として情報保障の充実化を図る。また、手話を言語として定める手話言語法を制定する。・障害児がライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、療育（発達支援）施設の拡充など地域における療育支援体制を構築する。

日本共産党戦争は障害者をうみだし、障害者やその家族を苦しめます。どこにも避難できずに戦火の中をじっと耐えているウクライナの障害者とその家族がおり、ウクライナ、ロシアの双方の兵士が心や体を負傷し、新たに障害者になっています。ロシアによるウクライナへの侵略戦争に乗じて、自民党は5年以内に軍事費を2倍化にする、アメリカと核共有する、などを打ち出しました。軍事費が2倍になったら、世界第3位の軍事大国になります。日米軍事同盟強化を叫ぶ流れに、多くの政党が呑み込まれているもとで、日本日本共産党は力対力の対決に反対し、9条をいかした外交努力で世界に働きかけて、「戦争をやめさせる」「戦争を起こさない」ために力をつくすことを掲げています。平和への道か、大軍拡の道か、障害のある人にとってもこの選挙は大きな選択がせまられています。軍事費拡大の財源は、社会保険や教育予算を削り、消費税のさらなる増税を招くことはまちがいありません。

物価高騰にもかかわらず、障害年金は0・4%削減されました。いまでも不十分な障害年金は、底上げこそが必要なのに、削減などともありません。削減は中止し、自公政権が導入してきた年金削減のしくみを廃止して、物価に応じて増える年金にします。日本日本共産党は党のホームページにて「政策」→「22年参议院選挙」→「分野別政策」で、全体の選挙政策以外に「障害者・障害児」「難病・小児慢性疾病」を出しています。

ぜひご参照ください。

国民民主党障がい者・難病患者者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、「障害者差別解消法」の実効性のある運用をめざします。障がいの有無などにかかわら

ず、同 じ場でも に学 び、働 く「インクルーシブ教 育・雇 用」を推 進します。さらに、既 存の発 想
にとらわれ ない新 たな社 会参 加・就 労機 会のを確 保します。

れいわ新 選 組 れいわ新 選 組は、2019 年 の参 議 院選 挙において、二 人 の重 度
しやうがいしやぎいん たんじやう そのさい ぎいんかつどう なか かいごきゆうふ こうろうしやう こくじ
障 害 者議 員が誕 生したが、その際、議 員活 動中 の介 護給 付については、厚 労 省の告 示

523 号 において、重 度訪 問介 護で就 労・就 学が認 められておらず、障 害 者の就 労
・就 学などの権 利が保 障されてい ないことが世 間に明 るみになった。当 初から告 示523 号 の

てつばい く ににたいしてようぼう いっこうにかいぜん りようぎいん かいじよよう
撤 廃を 国に對して要 望をしてい るところであるが、一 向に改 善されず、両 議 員の介 助費用
は暫 定的に参 議 院が負 担してい る現 状であり、この523 号 が撤 廃されない限 り、障 害 者

の基 本的な権 利が剥 奪されてい る現 状は変 わらないことから、引 き続き告 示523 号 につい ては
てつばい むけ とりくん かんがえ かわり いか わがとう せいさく れつき
撤 廃に向 けて取 り組んでい く考 えに變 わりはない。以下、我 が党 の政 策を列 記する。

れいわ障 害 者政 策 どんな障 害があつても、医 療 的ケアが必 要な 人 も、分 け隔てられるこ
と なく共 に学 び、育 ち、働 き、暮 らす社 会を創 ります

1、障 害 者総 合支 援 法を見直 し、障 害があつても、医 療 的ケアが必 要な 人 も、安 心
して暮 せるインクルーシブな地 域社 会を創 ります 2、脱 施設、精 神 科病 院の社 会 的

にゆういんしや ちいきいこう すすめます どうじ しせつ びよういんない ぎやくたいぼうし けんりようご しくみ
入 院 者の地 域移 行を進め ます。同 時に施 設・病 院内 の虐 待防 止・権 利擁 護の仕組 みを
つくりま す 3、障 害 者雇 用促 進 法を見直 し雇 用の拡 大を図 ります。福 祉 的 就 労に

かわるせいど そうせつ ちいき くらしづける いりよう ほけん じゆうじつ
代わる制 度を創 設しま す。 4、地 域で暮 らし続 けるための医 療・保 健サ ービスを充 実しま す。

5、難 病・慢 性疾 患の支 援 策を拡 充しま す。 6、所 得保 障を充 実しま す。 7、
こうつう たてもの すいしん じようほう いしそつうしえん かくじゆう
交 通・建 物のバリアフ ィーを推 進しま す。 8、情 報ア クセシビリティ、意 思疎 通支 援を拡 充

しま す。 9、誰 もが尊 厳と生 きが いをもつて自 分の 人 生を全 うで できる社 会を 目指 しま す。
しやかいみんしゆとう しやうがいしや しやかいさんか すいしん しやうがいしやけんりじようやく りねん しやかい
社 会民 主 党 障 害 者の社 会参 加を推 進。障 害 者権 利条 約の理 念を社 会 の

すみずみ てつてい にんげん かし せいさんせい はかるゆうせいしそう ゆるし あんしん
隅 々まで徹 底しま す。人 間の価 値を生 産 性で計 る優 生思 想を許 しません。だれもが安 心で
きるインクルーシブな（孤 立させたり、排 除したりしない）社 会を 目指 しま す。「社 会民 主 党 20

22 年 重 点政 策」<https://sdp.or.jp/information/priority-policy-2022/>

NHK 党 救 国シンクタンク 第 4 回 シンポジウム「ウクライナとレ ジ 袋フォーラム」にお ける NHK
とうはまだあきらさんぎいんぎいん あいさつげんこう
党 浜 田 聡 参 議 院議 員の挨 拶原 稿 <https://www.kurashikiooya.com/2022/05/18/post-14771/>にて

NHK 党 の考 えをご紹 介させていただきます。